

相撲競技場解体工事

図面リスト

図面目録					
図面NO	名 称		図面NO	名 称	
A 1	工事概要・仕上表		A 11	シャワー室断面詳細図 1	
A 2	解体工事特記仕様書		A 12	シャワー室断面詳細図 2	
A 3	付近見取図		A 13	競技場ゲート平・立面図・基礎断面図	
A 4	配置図		A 14	競技場掲示板平・立面図・断面詳細図	
A 5	競技場平面図		A 15		
A 6	競技場立面図		A 16		
A 7	競技場断面図		A 17		
A 8	競技場屋根・小屋伏図		A 18		
A 9	競技場断面詳細図		A 19		
A 10	シャワー室平・立面・各伏図、軸組図、建具リスト		A 20		

Nakazato Design Office

一級建築士事務所

中里建築設計事務所

工 事 概 要 書															
■ 工事名称					■ 外部仕上										
工事名称		相撲競技場解体工事			部 位	〔相撲競技場〕 仕上・仕様			部 位	〔シャワー室〕 仕上・仕様					
工事場所		鹿児島県いちき串木野市 港町 地内			屋 根	一般部：大波スレート葺き			屋 根 下屋根	大波スレート葺き					
建物概要	解体対象建物		解体対象外建物			下地：ｱｽﾌｧﾙﾄｰﾌｨﾝｸﾞ貼、野地板：耐水ベニヤ張り t=12				野地板：耐水ベニヤ張り t=3					
	〔競技場〕		〔貴賓席上屋〕			頂部：三晃式折板葺き S 60									
	構造規模：鉄骨造平屋建		構造規模：鉄骨造平屋建折板葺き			庇	大波スレート葺き			外 壁	防火サイディング t=12張り				
	建築面積：289.00㎡ 床面積：256.00㎡		建築面積：20.01㎡ 床面積：20.01㎡												
	屋根無し下屋床面積：1,441.44㎡		最高高さ：3.10m												
	最高高さ：10.29m		最高軒高：2.80m		小 屋		見え掛り鉄骨 SOP塗り			軒 裏	耐水ベニヤ張り t=6				
	最高軒高：6.00m														
	〔シャワー室〕					柱	SOP塗り				根廻り	コンクリート打ち放し			
	構造規模：木造平屋建														
	建築面積：16.23㎡ 床面積：14.43㎡				基 礎 立上り		モルタル金ゴテ押え			鼻隠し		耐水ベニヤ張り t=6			
最高高さ：3.35m															
最高軒高：2.80m				谷 樋		銅板#26 ジンキ塗り			外部建具		木製一部アルミ製 （格子付）				
■ 工事項目					縦 樋	硬質塩ビ管 V P100				ポーチ	土間コンクリート金ゴテ押え				
（１）		競技場及び下屋解体工事 一式													
（２）		シャワー室解体工事 一式													
（３）		競技場ゲート解体工事 一式			部 位	〔競技場ゲート〕 仕上・仕様			部 位	〔掲示板〕 仕上・仕様					
（４）		競技場掲示版解体工事 一式			基 礎	コンクリート			基 礎	フーチング：鉄筋コンクリート 立上り：コンクリートブロック t=150					
（５）		外構解体・改修工事 一式				鉄骨：アングル50×50×4 OP塗装				床	鉄筋コンクリート金ゴテ押え t=100				
					駆 体										
■ 工事内容															
（１）. 競技場及び下屋解体工事			（２）. シャワー室解体工事			（３）競技場ゲート解体工事			（４）競技場掲示板解体工事			（５）外構解体・改修工事			
* 土俵盛土すきとり整地撤去			* 屋根・小屋組み全撤去			* ゲート柱・梁型全撤去			* 掲示板床コンクリート全撤去			* 外周ネットフェンスH=1,000明示部分全撤去			
* 柱・上屋鉄骨・屋根全撤去			* 下屋屋根・小屋組み全撤去			* 旗立てポール3本撤去			* 基礎フーチング及び立上りコンクリートブロック全撤去			* 新規メッシュフェンス取り替え一部新規設置			
* 庇鉄骨・屋根全撤去			* 軒天耐水ベニヤ板および廻り縁全撤去			* ゲート基礎全撤去			* コンクリート階段2カ所撤去						
* 下屋柱・梁類鉄骨全撤去			* 外装防火サイディング全撤去撤去						* 床下盛土すきとり整地						
* 烏よけ水平材撤去撤去			* 天井吸音繊維板（廻り縁、下地組共）全撤去												
* 照明器具8ヶ所、配管及び器具取付鉄骨全撤去			* 内装プリント合板・ハードボード全撤去												
* 谷樋撤去及び堅樋撤去			* 洗面流し（自在水栓3カ所及び給排水管）全撤去												
* 柱基礎立ち上がり部分（地表面より上部）撤去及び表面モルタル補修			* シャワー器具3カ所（給水管共）撤去												
* 下屋柱基礎全撤去			* 木製・鋼製建具・面格子全撤去												
* コン柱型散水栓撤去及び配管プラグ止め			* 外内壁下地組及び柱全撤去												
			* ポーチ、内部床土間コンクリート全撤去撤去												
			* 基礎コンクリート（下屋基礎共）全撤去												
			* U字溝W150タイプ及びW300タイプ全撤去												
■ シャワー室 内部仕上															
階	室 名	床		巾 木	腰 壁	壁		天 井		廻り縁	天井高	備 考			
1 階	シャワー室	土間コンクリート金ゴテ押え		コンクリート打放し	洗面流し・シャワー廻り ハードタイル張り t=6	プリント合板 t=4		吸音板繊維板 t=9		木製	2,400	ロッカー W=900xD=300xH=1,600 洗面流し：モザイクタイル貼			
	物 入	同 上 モルタルコテ仕上		同 上 モルタルコテ仕上		一部100角タイル貼		耐水ベニヤ板張り t=5.5 同 上			*** 2,400				
特 記						一級建築士事務所登録番号：第1-31-3号		工事名称	相撲競技場解体工事		作成年月日	2023/11/10	図面番号	A - 1	
						一級建築士事務所 中里建築設計事務所		図面名称	工事概要・仕上表		縮尺	—	設計者	中里 末治 一級建築士 第140843号	
						〒896-0031 鹿児島県いちき串木野市東島平町230番地 TEL・FAX 0996-32-0281									

解体工事特記仕様書

1 工事仕様書

本工事は、廃棄物処理及び清掃に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建設工事公衆災害防止対策要綱、（建築工事編）及び建設副産物適正処理推進要綱並びに関係法令によるほか本特記仕様に基づき施工するものとする。

2 工事仕様書のうち必要として特記する事項と、その他必要として特記する事項を特記事項とする。

3 特記事項の適用は次の通りとする。

1）項目は番号に○印のついたものを適用する。

2）特記事項は○印のついたものを適用する。

○印のつかない場合は※印のついたものを適用する。

○印と※印のついた場合は共に適用する。

3）形状寸法の単位は特記なきがざりミリメートルとする。

4 中間前金払か部分払かを選択

契約金額 1 0 0 万円以上の工事にあっては、契約に当たり中間前金払又は部分払を請求することができる。

5. 前金払

契約金額（全体又は年度毎の出来高予定額）の 1 0 分の 4 を超えない範囲内に限り、前払金の支払を請求することができる。

6 中間前金払

契約金額（全体又は年度毎の出来高予定額）の 1 0 分の 2 を超えない範囲内に限り、7 の全ての要件を満たす場合に中間前払金の支払を請求することができる。

7 中間前金払の要件

1）工期の 2 分の 1 を経過していること。

2）工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

3）既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

8 部分払

前払金を支払ったものについては工期中 2 回まで、前払金の支払がされていないものは工期中 3 回までとする。

9. 火災保険

契約締結後速やかに火災保険に加入し、保険期間は工期後 2 1 日とする。

10. 県産資材の優先使用

工事に使用する資材については、県内で産出、生産又は製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。

11. 下請工事における管内（県内）建設業者の優先使用

請負業者は、工事の一部を下請けに付する場合は、地元主たる営業所を有する者を使用するよう務めることとする。

12. 配置技術者等の途中交代

1 技術者等の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、または退職者等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。

① 受注者の真にやむを得ない理由により工事中止、または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。

② 工事製作を含む工事であって、工事から現地へ工事の現場が移行する時点。

③ 大規模な工事で一つの契約工期が多年に及ぶ場合。

2 上記 1 のいづれかの場合であっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

③ アスベスト対策

④ 騒音振動対策

5 危険物の解体

⑥ 発生材の処理

⑦ 工事写真等

8 既存建物との取合い

9 設備との取合い

10 部分使用

⑪ 実施工程施工計画書等

⑫ 仮設工事

⑬ 土工事

⑭ 解体工事

・解体工事に当たってはアスベスト（石綿）がある場合は関連法令等を遵守し、解体に先だって撤去しなければならない。
又、処理工により発生したアスベストを含む廃棄物については、関連諸法令を遵守して処理しなければならない。

○解体工事に当たっては、騒音規制法及び振動規制法に従い、事前に届出等の手続きを行い定められた基準及び時間帯の範囲内で工事を行わなければならない。
注）低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定された建設機械を使用する。

○解体工事時にガスバーナー等を用いてボイラーのオイルタンクやアスファルト防水層の近くを切断する等、爆発や火災発生の危険性がある場合には、事前に所轄の消防署へ連絡し適切な措置を講じなければならない。
○火薬類を使用して解体する場合には、火薬類取締法等に従い、県の担当部署と打ち合わせを行いあらかじめ近隣住民に連絡すると共に、コンクリート片等の飛散防止のため、適切な適切な養生を施さなければならない。

・引き渡しを要するもの（ ）
・引き渡し場所 ※構内（ ）

区 分	分 類	規 格	撮影枚数	部 数	原画サイズ	備 考
着 工 前	・カメラ	・ ｶﾏﾔﾋﾞ2版		※1部	24×36以上	
	※デジタルカメラ			※1部		
工 事 中	・カメラ	・ ｶﾏﾔﾋﾞ2版		※1部	24×36以上	
	※デジタルカメラ			※1部		
完 成 時	・カメラ	・ ｶﾏﾔﾋﾞ2版 ・ ｶﾏﾔﾋﾞ2版		枚 ※3部	・24×36以上 ※100×125以上	
	※デジタルカメラ			枚 1部		
	・実態調査用	※デジタルカメラ		枚 2部	24×36以上	

※撮影箇所及び方法については、「工事写真の撮り方建築編（改訂2版）」による。
完成写真の撮影業者
・監督職員の承諾する建築写真専門業者 ※監督職員の承諾する撮影者

工事中、取合い部その他工事範囲外の部分に汚損を生じた場合は原形に復旧する。

工 事 箇 所	職 種 資 格
・電気引込み線の切断	○電気工事士（第2種以上）による
・給水引込み管のプラグ止め	○配管技能士による
・汚水管のプラグ止め	○配管技能士による
・浄化槽の撤去	・浄化槽設備士による
・都市ガス引込み管のプラグ止め	・ガス設備士による

注）電気・水道・浄化槽・ガス等の休止、廃止届等の手続きは請負業者が行いそれにかかる費用はすべて請負業者の負担とする。

この工事について、既存建物の部分使用は ・ 有 ・ 無

着工に先立ち、実施工程表、仮設計画書、施工計画書、建設廃棄物処理計画書、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を作成し監督職員の承諾を受ける。

2 解体工法

3 既製杭の引き抜き

機 種 ・ 適 用 箇 所	解体原理と使用機械		適用性
	解体原理	機械の形式・駆動装置	
工 法			適用箇所
○ハンドブレーカー工法	ノミの打撃	・空気圧式：コンプレッサー ・油圧式：油圧ポンプ	・梁 ・柱 ○壁 ○床 ・基礎
・大型ブレーカー工法	ノミの打撃	・自走式：油圧式ベースマシーン ・空気圧式：コンプレッサー	・梁 ・柱 ・壁 ・床 ・基礎
※圧砕工法	油圧による圧砕	・自走式：油圧式ベースマシーン ・懸垂式：クレーン	・梁 ・柱 ○壁 ○床 ・基礎
○カッター工法	ダイヤモンド円板ソーによる研削	・自走式：レール式：円板カッターの駆動装置	・梁 ・柱 ○壁 ○床
・ワイヤーソーイング工法	ワイヤーソーによる研削	・固定式：駆動装置	・梁 ・柱 ・壁 ・床 ・基礎
・火薬類発破工法	衝撃破壊	・ダイナマイト系 ・コンクリート破砕器	・梁 ・柱 ・壁 ・床 ・基礎
・スチールボール工法	スチールボールで打撃	・自走式：クレーン	・梁 ・柱 ・壁 ・床 ・基礎
・転倒工法	転倒及び衝撃による破壊	・独立平面ラーメンとし、柱脚をVカットする	・梁 ・柱 ・壁
・その他			

工法
・杭周辺掘削後ショベルカーまたはクレーンにてワイヤー掛けで引き抜く。
・杭周辺へパイプ・ジェット併用鋼管圧入後クレーンにてワイヤー掛けで引き抜く。

⑤ 建設一般廃棄物

解 体 材	処 理 施 設
○コンクリート	再資源化施設（コンクリート破砕施設）
・コンクリート、及び鉄から成る建設資材	再資源化施設（コンクリート破砕施設）
○木材	○再資源化施設（チップ施設） ○産業廃棄物焼却施設
・コンクリート・アスファルト	再資源化施設（アスファルト破砕施設）
○金物（鋼製建具等）	リサイクル業者
○不燃材（CB、外装材等）	産業廃棄物埋設処理施設

注）解体材の処理に当たっては「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「建設副産物適正処理推進要綱（平成14年）」を遵守して行わなければならない。

○建設廃棄物が工事現場から搬出されるまでの間、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、分別した種類ごとに適切に保管しなければならない。

○建設廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従い、運搬については産業廃棄物収集運搬業者に、処分については、産業廃棄物処理業者等に適正に委託しなければならない。

○建設廃棄物の運搬に当たっては、廃棄物が飛散又は流出しないよう適切な構造の運搬車両を使用しなければならない。
運搬経路の設定に当たっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関と打ち合わせを行い、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに運搬時の道路交通状況を把握し、安全な運搬の措置を講じなければならない。
また、運搬途中において積み替えを行う場合は、関係者と打ち合わせを行い環境保全に留意しなければならない。

○建設廃棄物のうち再資源化するもの以外のものについては、その種類に応じて、原則として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める安定型処分場、管理型最終処分場又は連断型最終処分場において埋設処分しなければならない。

⑥ 建築物解体材処分のフロー

① 内部造作解体

内外装材

木 材

破 砕

堆肥チップ・木炭として再利用

木くず

焼 却

管理型処分場

金 属

地 金 と し て 再 利 用

内外装材

ガラス等

安定型処分場

廃プラスチック

安定型処分場

再生利用

磨石青ボード

管理型処分場

再生利用

飛散性アスベスト

・袋詰（二重梱包）
・コンクリート固形化

管理型処分場

アスベストビニタイル

・袋詰（二重梱包）

安定型処分場

P C B使用電気機器

防漏液型安定箱

倉 庫 で 保 管

蛍光灯管球

水銀回収

再生利用

ガラス

鉛・ニッケルカドニウム電池

鉛

再生利用

ニッケルカドニウム

煙 感 知 器

放射性物質回収

保 管

空 調 機 器

金 属

地金として再利用

フロンガス回収

破 壊 処 理

② 躯体解体

木 材

良 材

木材として再生利用検討

不良材

破 砕

堆肥チップ・木炭として再利用

コンクリート塊

破 砕

再生骨材

鉄 筋・鉄 骨

切 断

地金として再利用

3. 基礎解体

コンクリート塊

破 砕

再生骨材

鉄 筋

切 断

地金として再利用

4. 外部舗装解体

コンクリート塊

破 砕

再生骨材

アスファルト
コンクリート塊

破 砕

再生加熱アスファルト

金 属

切 断

地金として再利用

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

一 般 事 項

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

特 記

① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

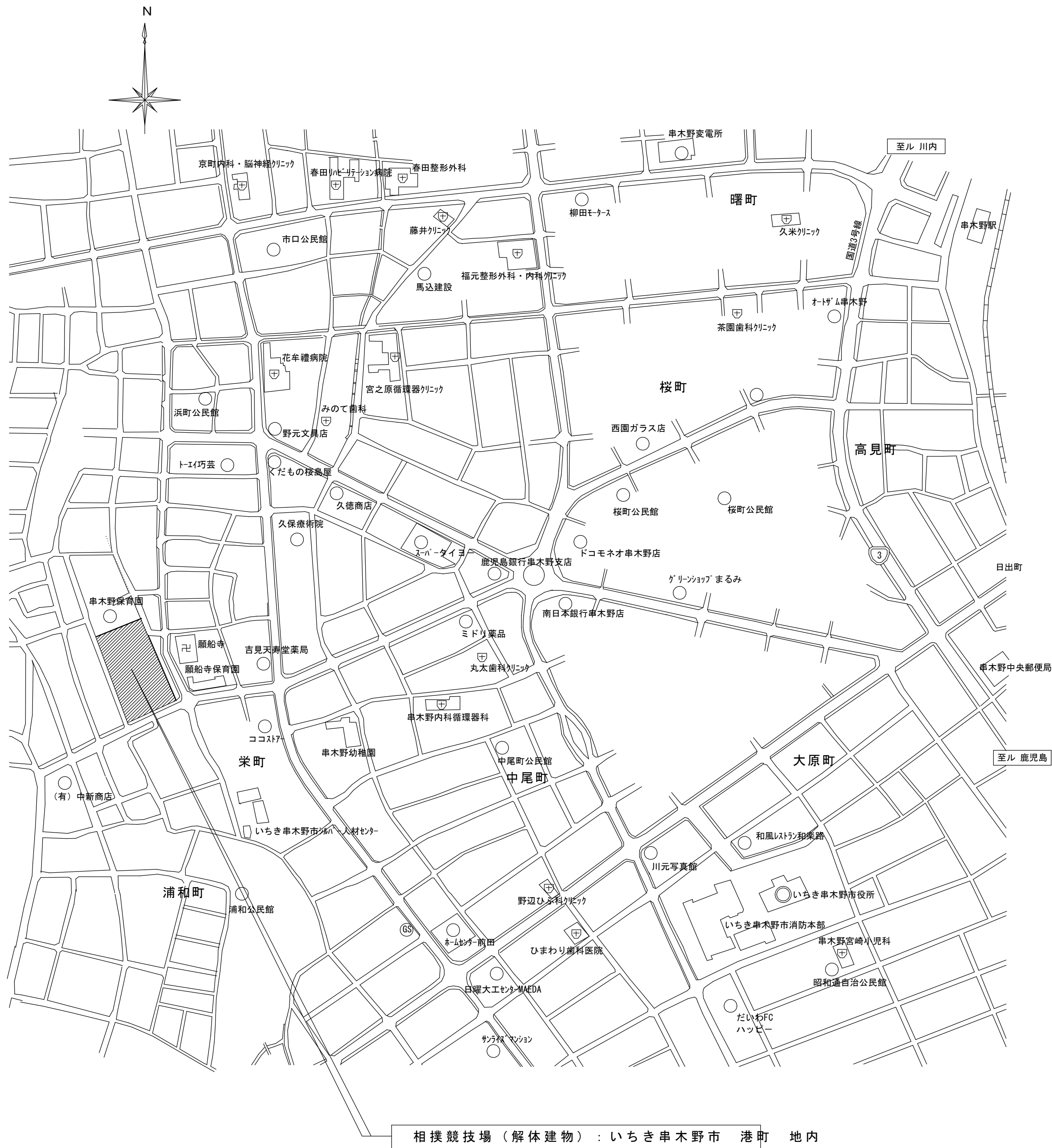
② 粉塵飛散防止

○解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

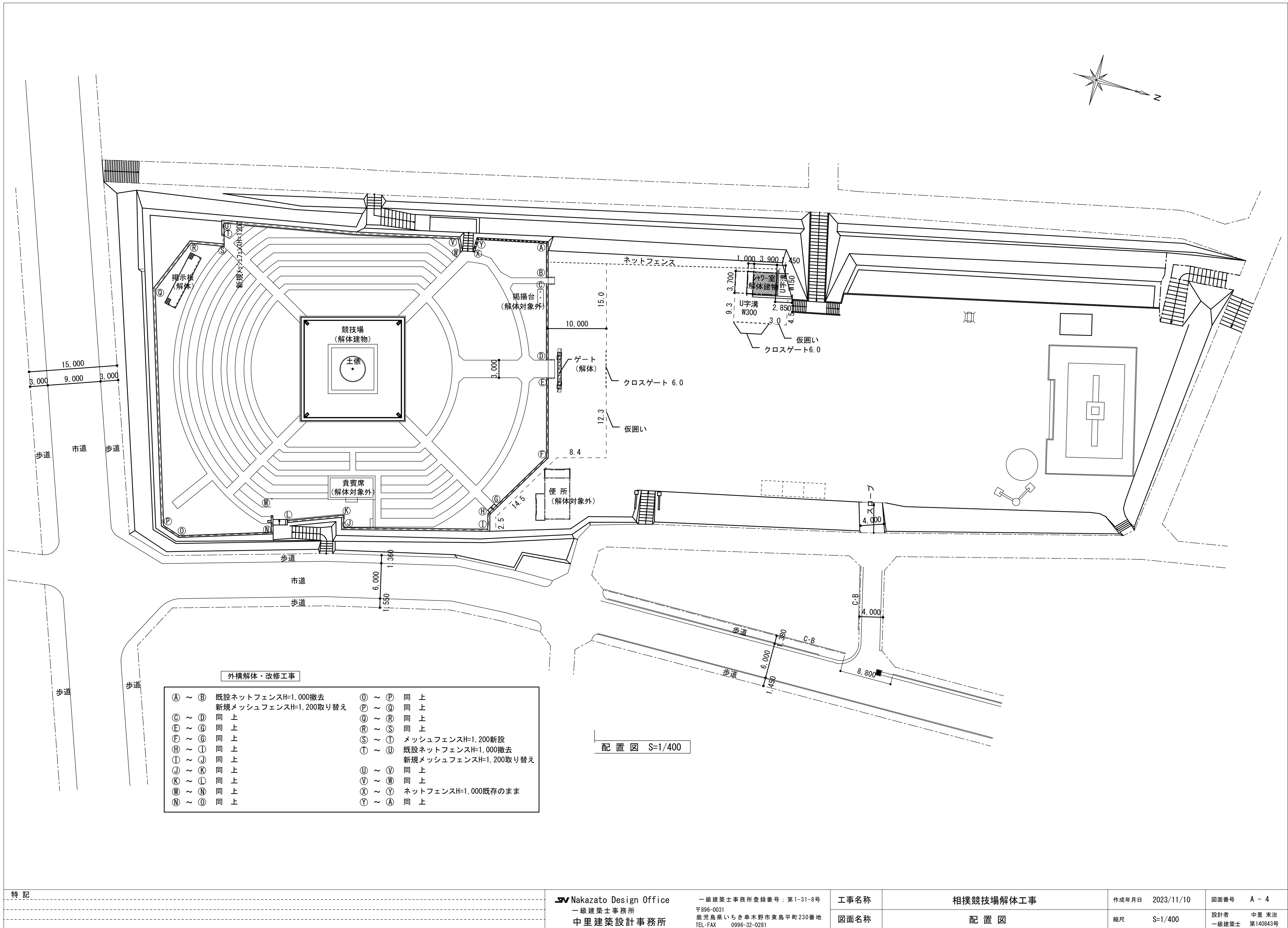
特 記

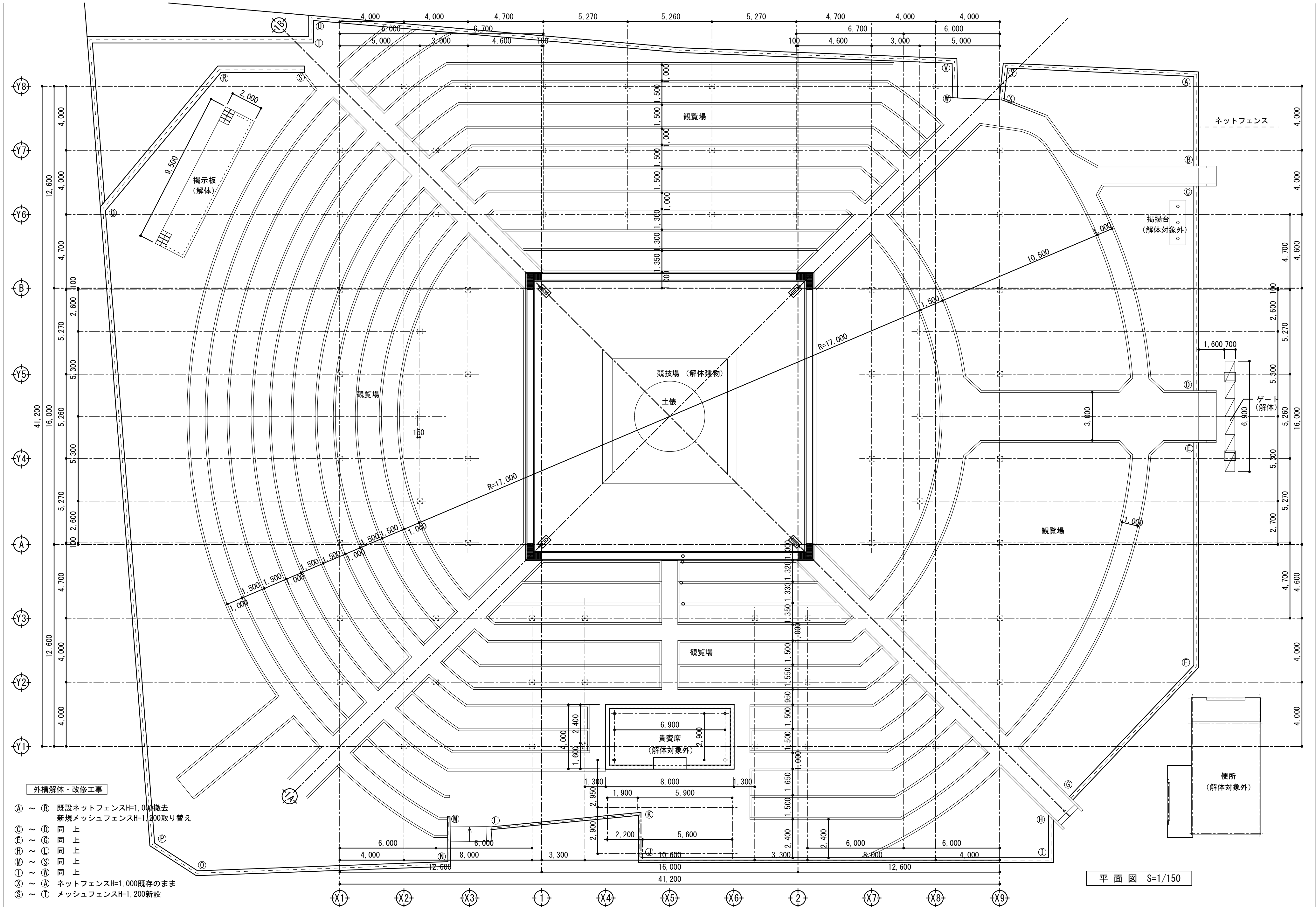
① ① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
○建設副産物適正処理推進要綱
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
注）解体工事に当たっては、構造物の状況や



特記	JV Nakazato Design Office 一級建築士事務所 中里建築設計事務所	一級建築士事務所登録番号：第1-31-8号 〒896-0031 鹿児島県いちき串木野市東島平町230番地 TEL・FAX 0996-32-0281	工事名称	相撲競技場解体工事	作成年月日	2023/11/10	図面番号	A-3
			図面名称	付近見取図	縮尺	S=1/100	設計者	中里 末治 一級建築士 第140843号





外構解体・改修工事

- ① ~ ② 既設ネットフェンスH=1,000撤去
新規メッシュフェンスH=1,200取り替え
③ ~ ④ 同 上
⑤ ~ ⑥ 同 上
⑦ ~ ⑧ 同 上
⑨ ~ ⑩ 同 上
⑪ ~ ⑫ 同 上
⑬ ~ ⑭ ネットフェンスH=1,000既存のまま
メッシュフェンスH=1,200新設

特記

SV Nakazato Design Office
一級建築士事務所
中里建築設計事務所

一級建築士事務所登録番号：第1-31-8号
〒896-0031
鹿児島県いちき串木野市東島平町230番地
TEL・FAX 0996-32-0281

工事名称

相撲競技場解体工事

作成年月日 2023/7/16

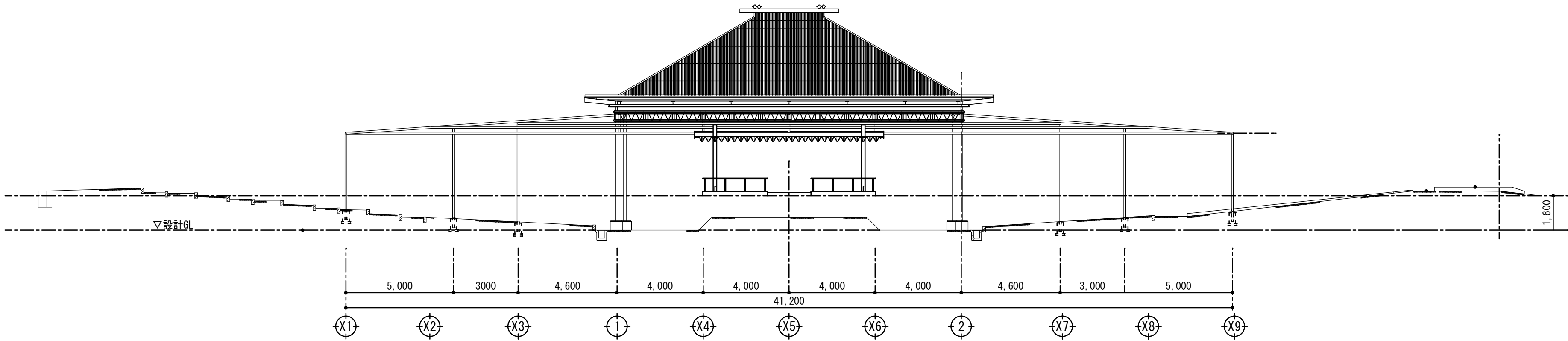
図面番号 A - 5

図面名称

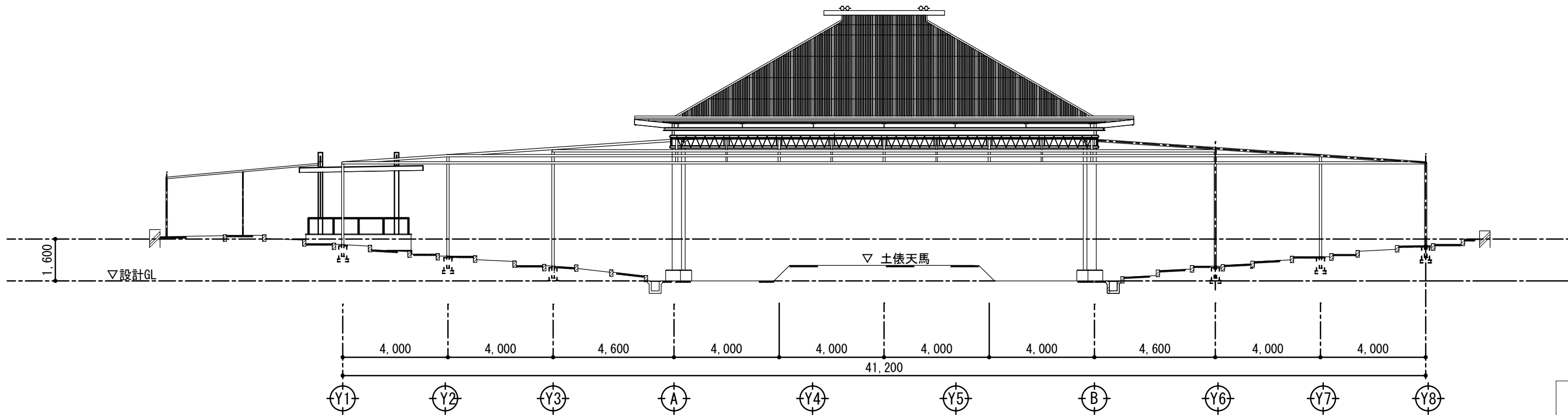
平面図

縮尺 S=1/150

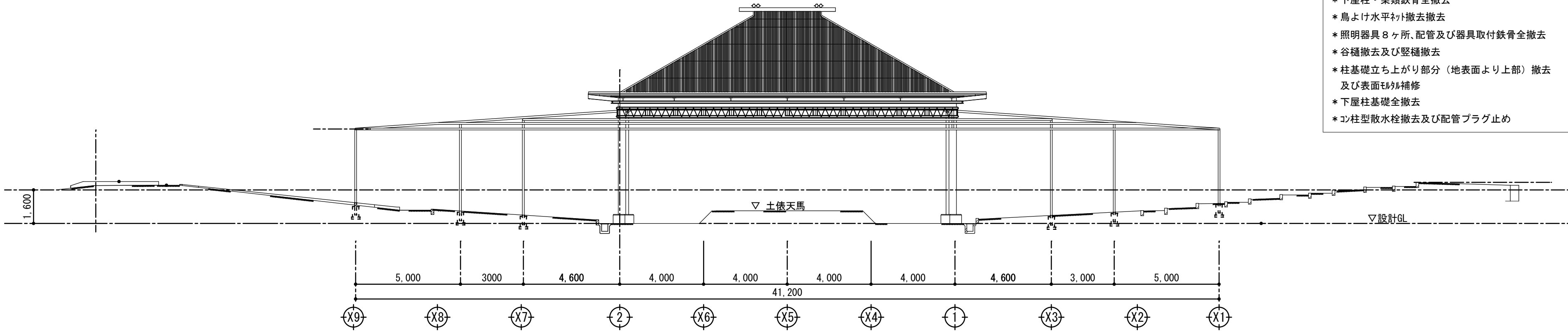
設計者 中里 末治
一級建築士 第140843号



東面 立面図 S=1/150



南・北面 立面図 S=1/150 ※南面は北面の反転とする



西面 立面図 S=1/150

- (1) 競技場及び下屋解体工事
- * 土俵盛土すきとり整地撤去
 - * 柱・上屋鉄骨・屋根全撤去
 - * 底鉄骨・屋根全撤去
 - * 下屋柱・梁類鉄骨全撤去
 - * 鳥よけ水平材撤去撤去
 - * 照明器具 8ヶ所、配管及び器具取付鉄骨全撤去
 - * 谷樋撤去及び縦樋撤去
 - * 柱基礎立ち上がり部分（地表面より上部）撤去及び表面もみ補修
 - * 下屋柱基礎全撤去
 - * コン柱型散水栓撤去及び配管プラグ止め

特記

SV Nakazato Design Office
一級建築士事務所
中里建築設計事務所

一級建築士事務所登録番号：第1-31-8号
〒896-0031
鹿児島県いちき串木野市東島平町230番地
TEL・FAX 0996-32-0281

工事名称

相撲競技場解体工事

作成年月日 2023/11/10

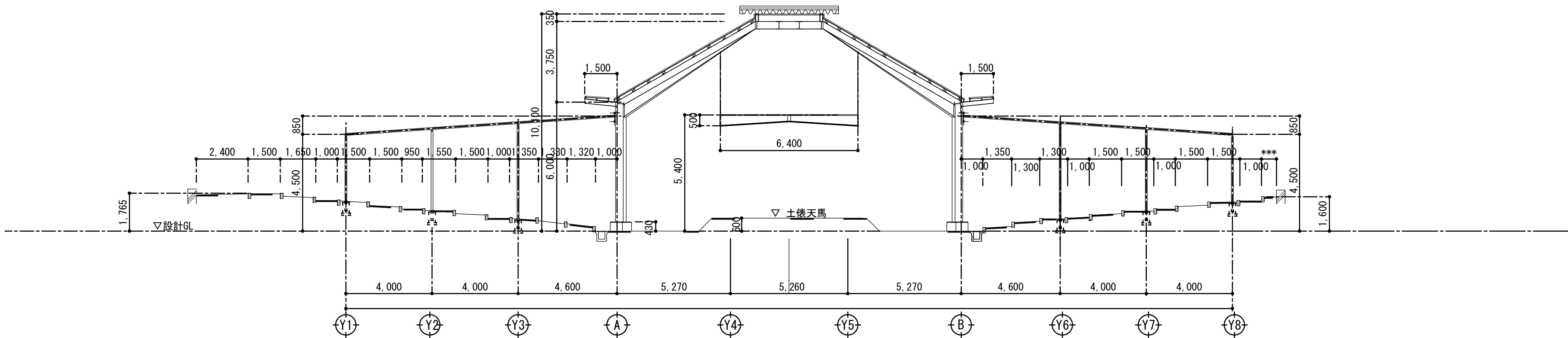
図面番号 A - 6

図面名称

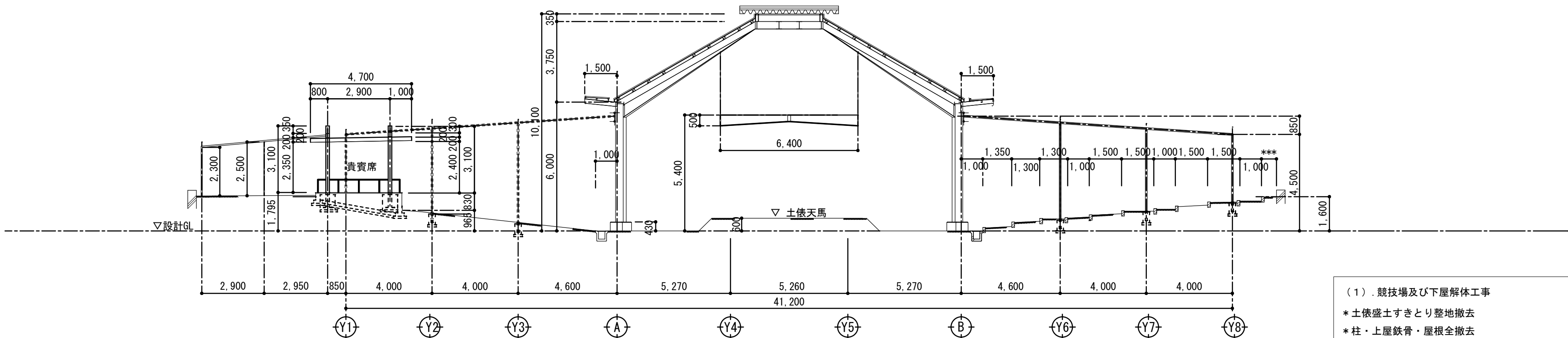
競技場立面図

縮尺 S=1/150

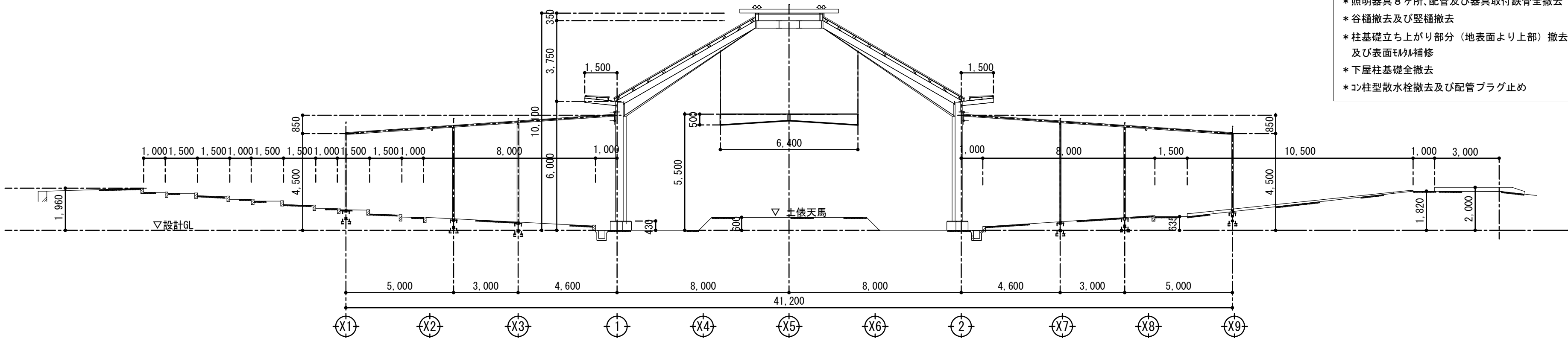
設計者 中里 末治
一級建築士 第140843号



Y' 方向断面図 S=1/150



Y方向断面図 S=1/150

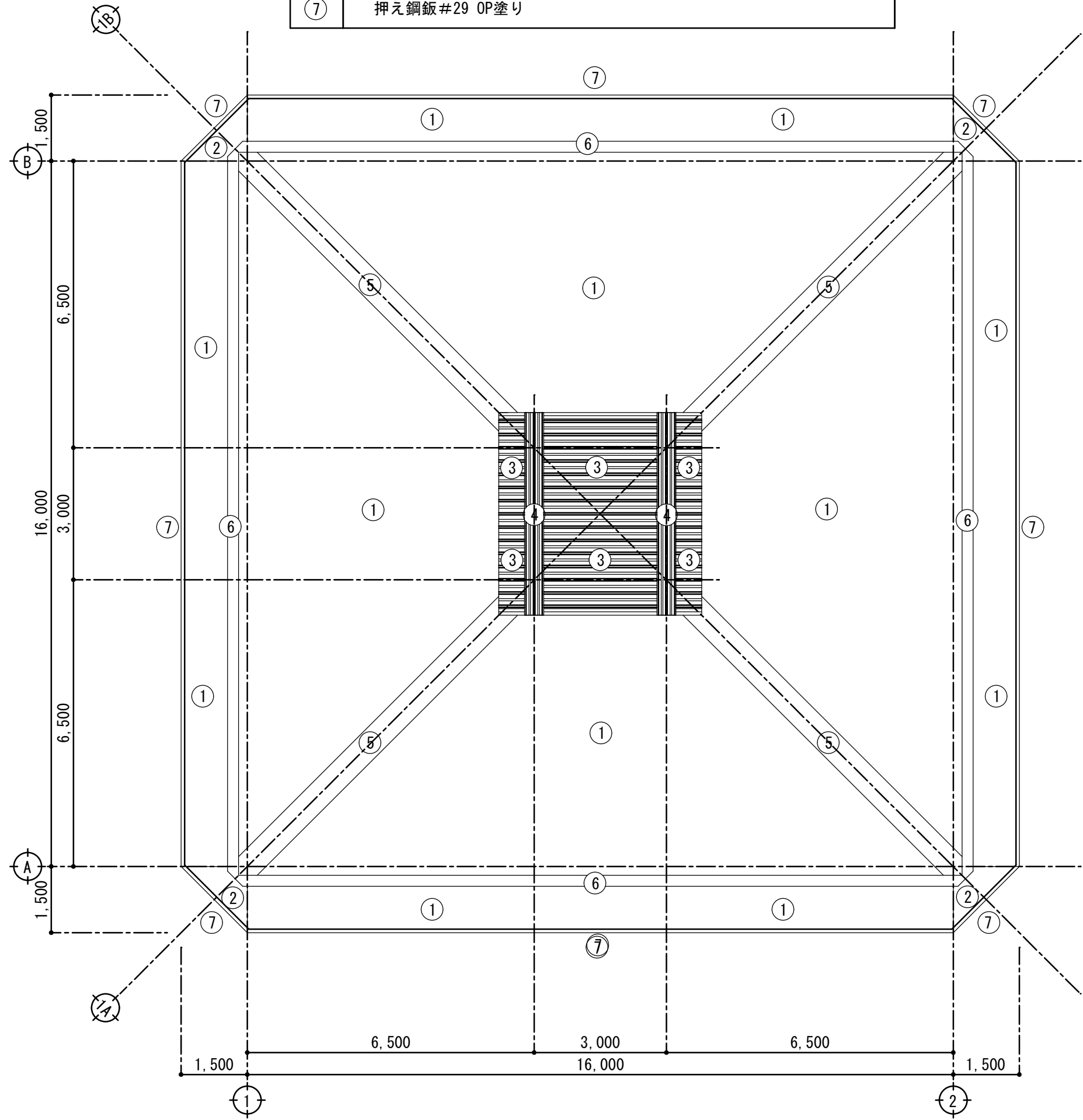


X方向断面図 S=1/150

- (1) 競技場及び下屋解体工事
- * 土俵盛土すきとり整地撤去
 - * 柱・上屋鉄骨・屋根全撤去
 - * 庇鉄骨・屋根全撤去
 - * 下屋柱・梁類鉄骨全撤去
 - * 鳥よけ水平ネット撤去
 - * 照明器具8ヶ所、配管及び器具取付鉄骨全撤去
 - * 谷樋撤去及び壁樋撤去
 - * 柱基礎立ち上がり部分（地表面より上部）撤去及び表面モルタル補修
 - * 下屋柱基礎全撤去
 - * コシ柱型散水栓撤去及び配管プラグ止め

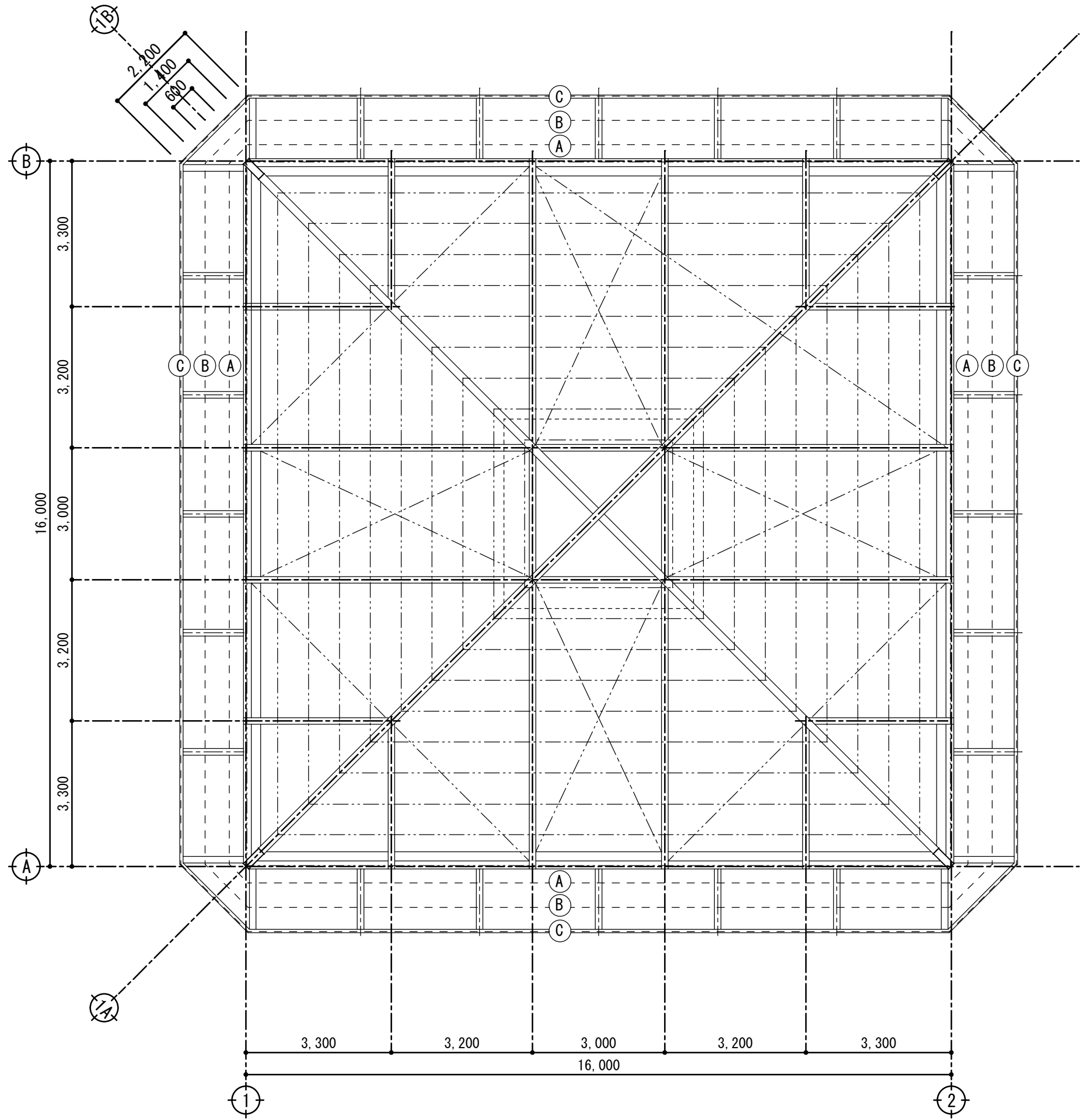
特記	Nakazato Design Office 一級建築士事務所 中里建築設計事務所	一級建築士事務所登録番号：第1-31-8号 〒896-0031 鹿児島県いちき串木野市東島平町230番地 TEL・FAX 0996-32-0281	工事名称	相撲競技場解体工事	作成年月日	2023/11/10	図面番号	A - 7
			図面名称	断面図	縮尺	S=1/150	設計者	中里 末治 一級建築士 第140843号

①	屋根；大波スレート葺
②	屋根頂部；三晃式折版葺き S-60
③	屋根頂部飾り；三晃式ルーフデッキ
④	屋根隅棟；スレート山形棟調合モルタル下地
⑤	屋根コーナ部；フレキシブルボード t=6
⑥	谷樋；#26鋼板ジンキー塗り
⑦	押え鋼板#29 OP塗り



屋根伏図 S=1/100

凡 例	母屋；120×120 L-75×75×6 OP吹付
---(A)---	C-150×50×20×2.3 OP
---(B)---	C-100×50×20×2.3 OP
---(C)---	C-75×45×15×2.3 OP



小屋伏図 S=1/100

特 記

SV Nakazato Design Office
一級建築士事務所
中里建築設計事務所

一級建築士事務所登録番号：第1-31-8号
〒896-0031
鹿児島県いちき串木野市東島平町230番地
TEL・FAX 0996-32-0281

工事名称

相撲競技場解体工事

作成年月日 2023/11/10

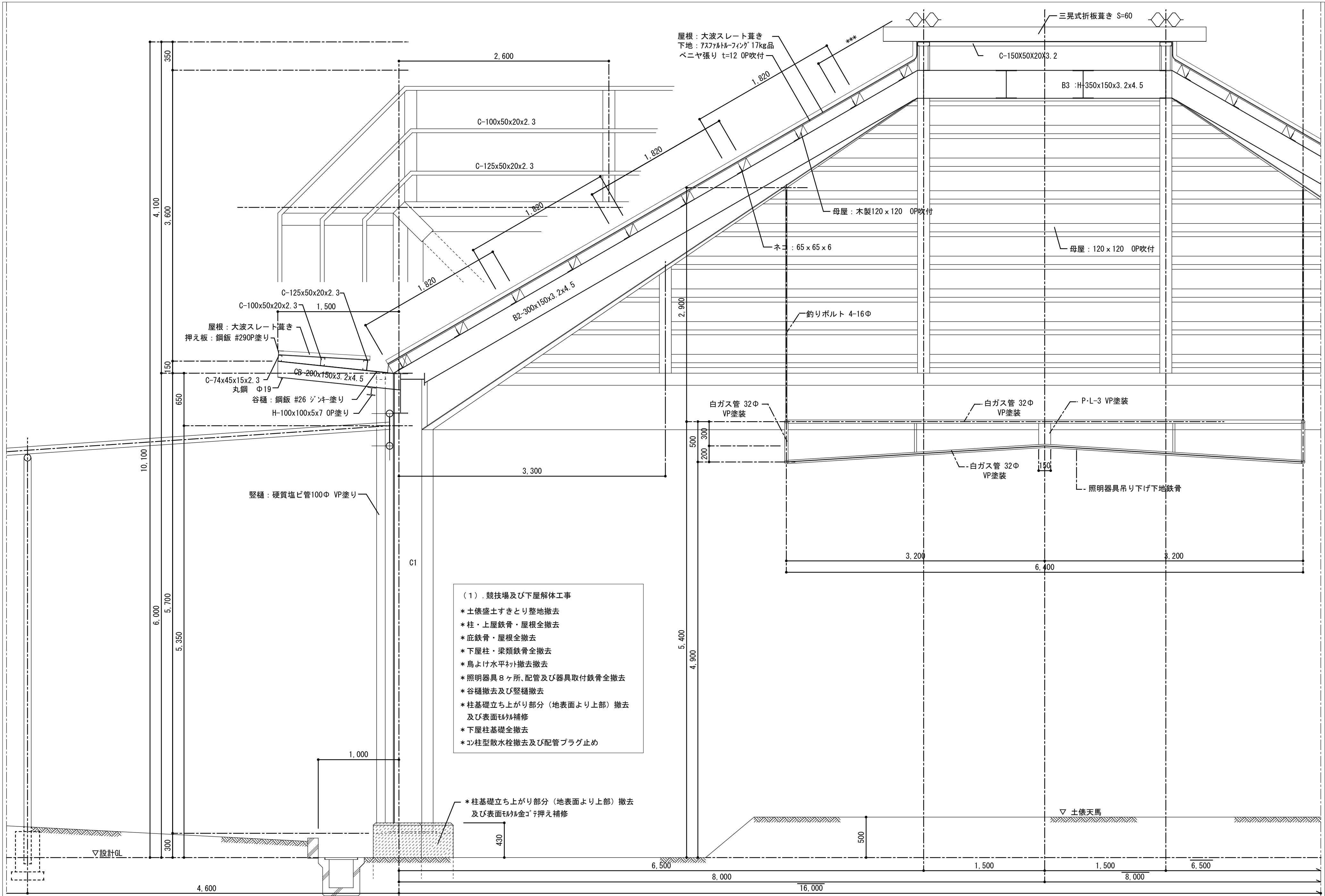
図面番号 A - 8

図面名称

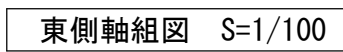
競技場屋根・小屋伏図

縮尺 S=1/100

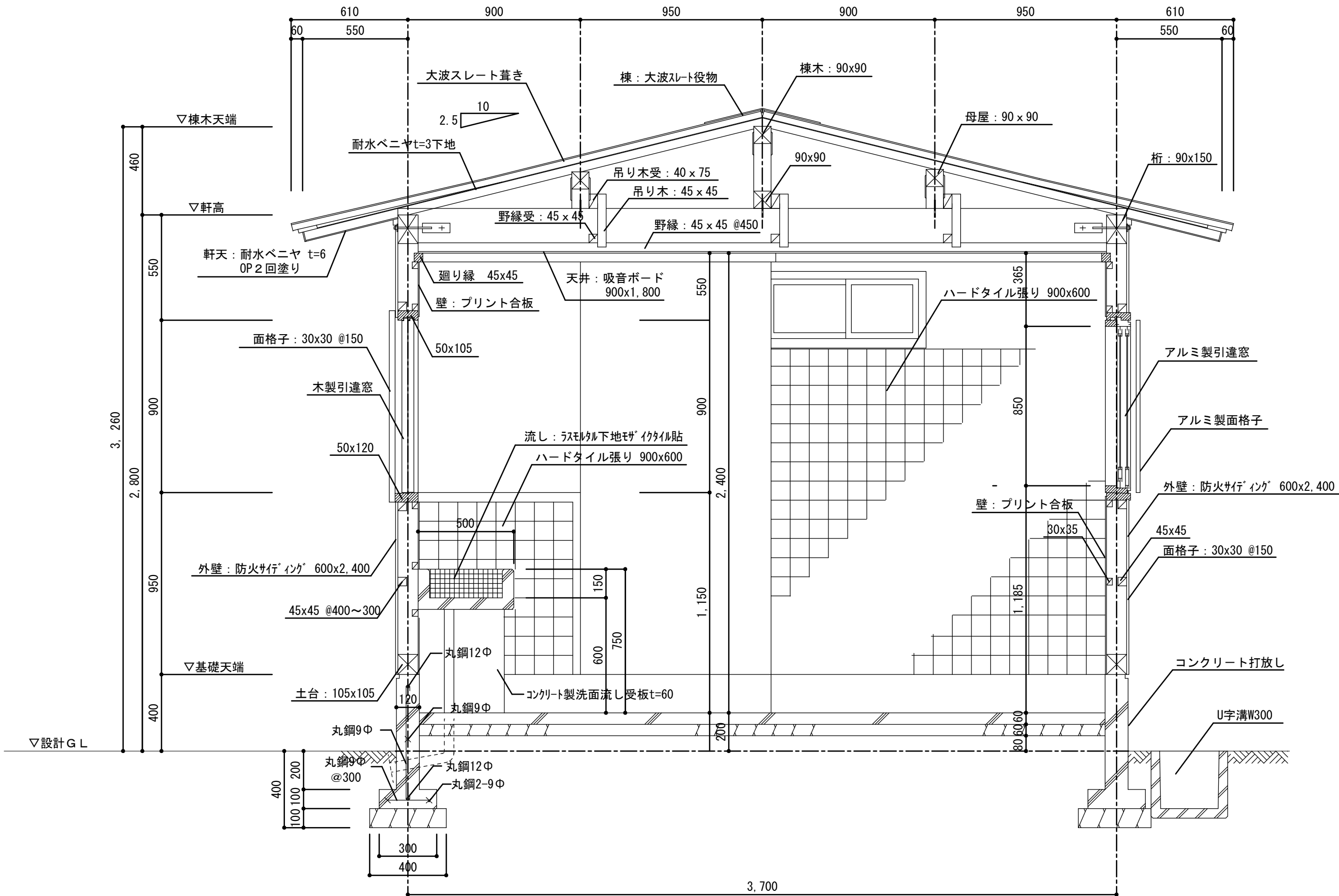
設計者 中里 末治
一級建築士 第140843号



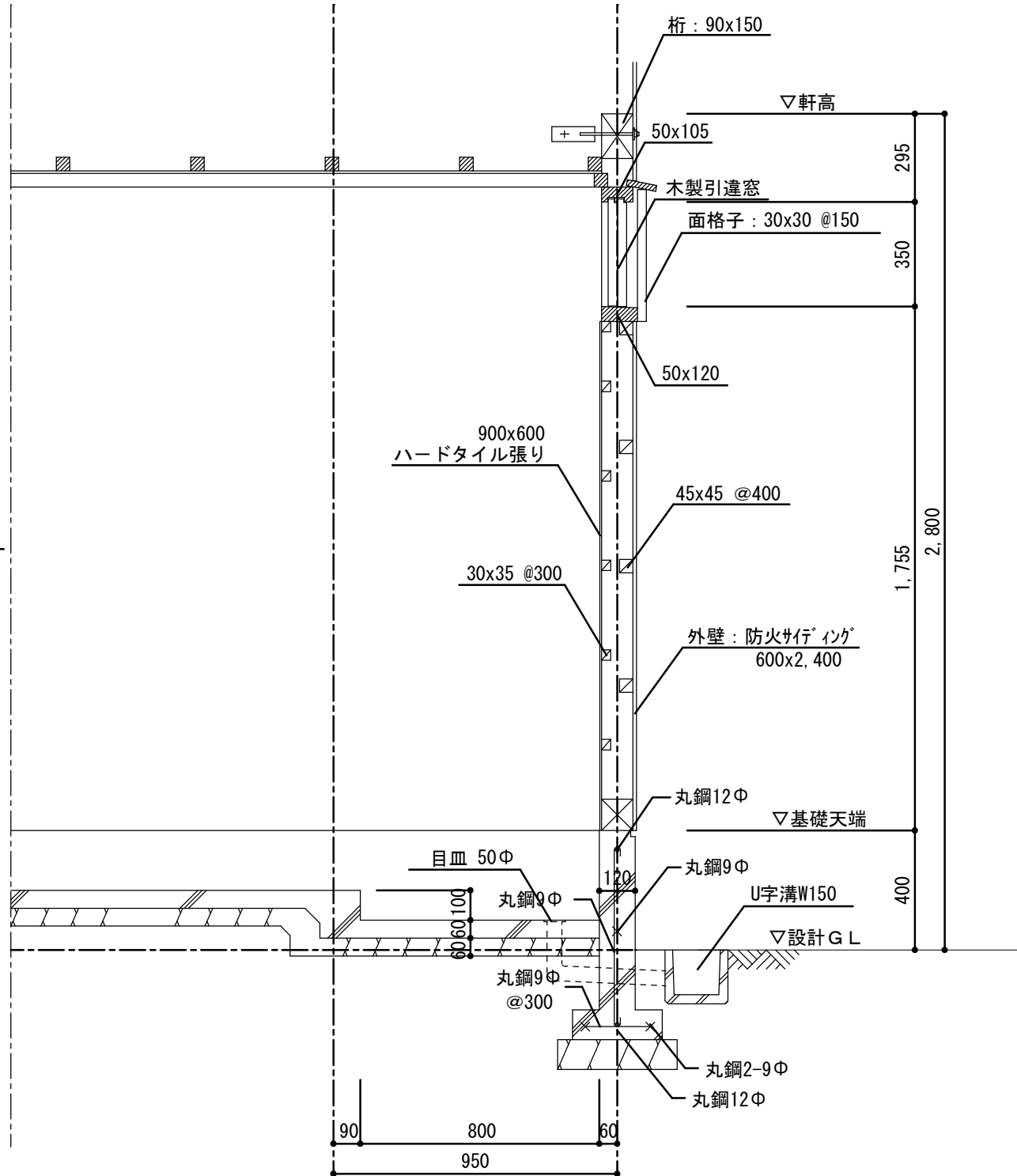
特記		断面詳細図 S=1/30		相撲競技場解体工事		作成年月日	2023/11/10	図面番号	A - 9
		工事名称		断面詳細図		縮尺	S=1/30	設計者	中里 末治
		図面名称						一級建築士	第140843号



- (2) . シャワー室解体工事
- * 屋根・小屋組み全撤去
 - * 下屋屋根・小屋組み全撤去
 - * 軒天耐水ベニヤ板および廻り縁全撤去
 - * 外装防火サイディング全撤去撤去
 - * 天井吸音繊維板（廻り縁、下地組共）全撤去
 - * 内装プリント合板・ハードボード全撤去
 - * 洗面流し（自在水栓3カ所及び給排水管）全撤去
 - * シャワー器具3カ所（給水管共）撤去
 - * 木製・鋼製建具・面格子全撤去
 - * 外内壁下地組及び柱全撤去
 - * ポーチ、内部床土間コンクリート全撤去撤去
 - * 基礎コンクリート（下屋基礎共）全撤去
 - * U字溝W150タイプ 及びW300タイプ 全撤去

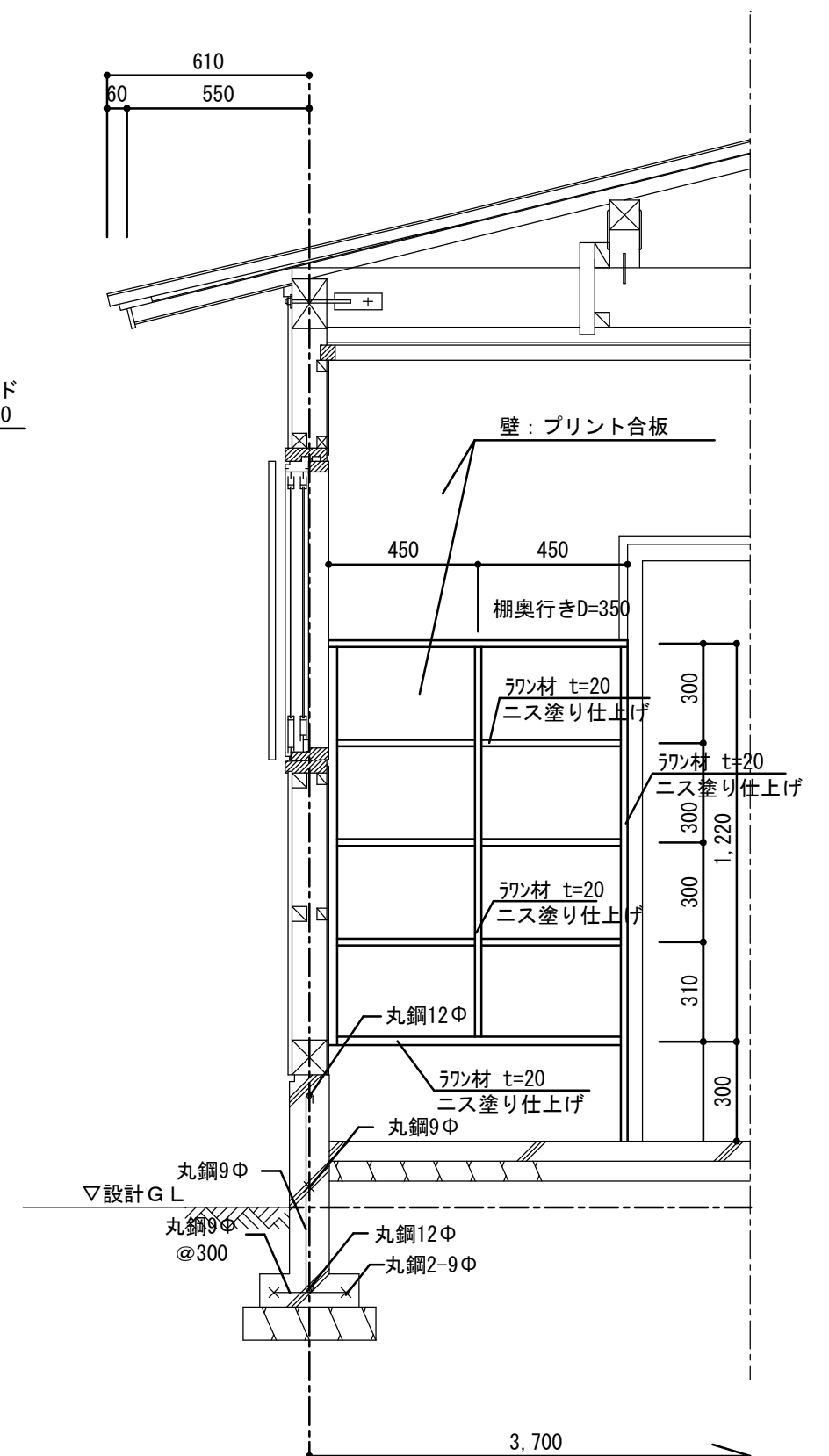
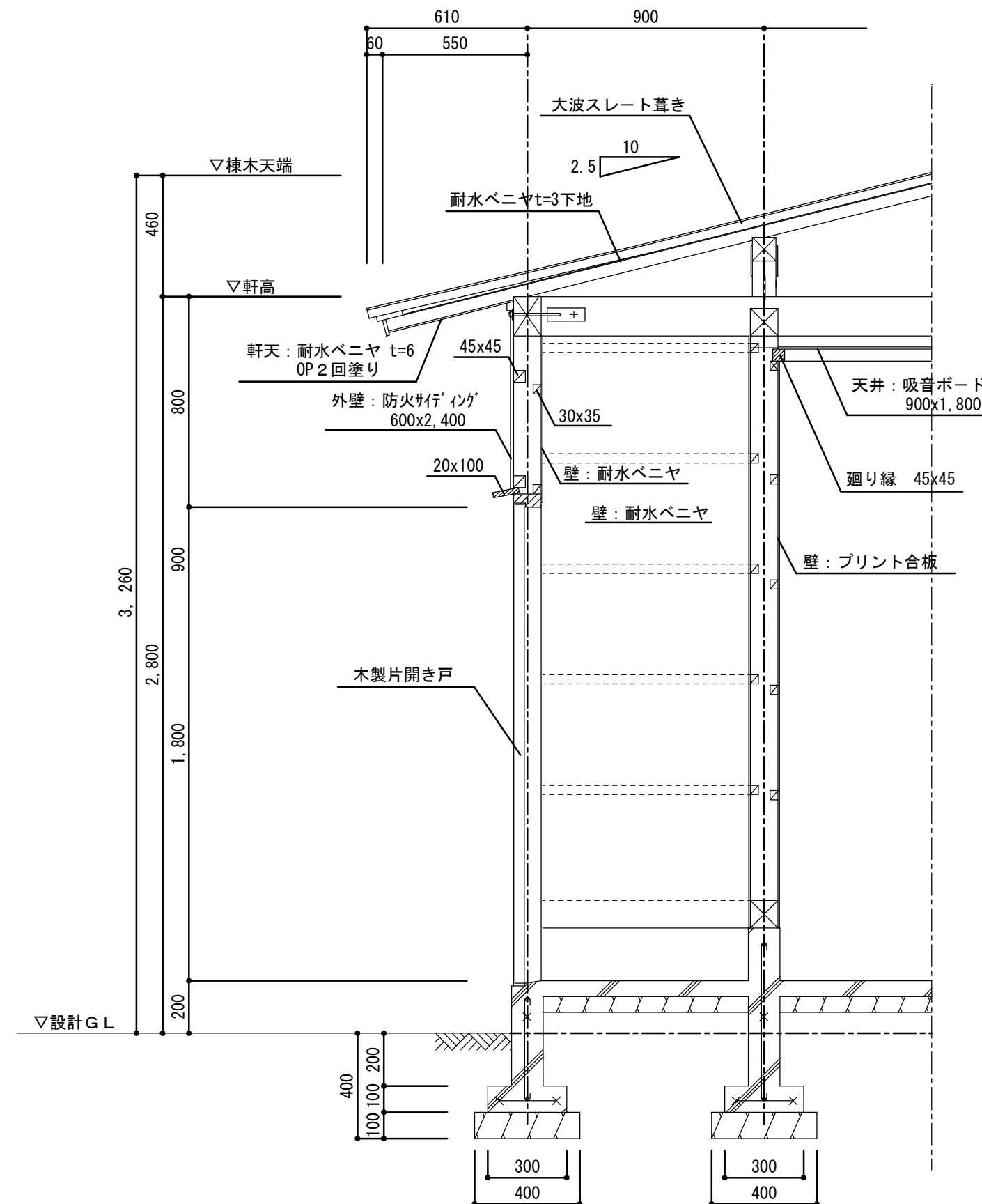
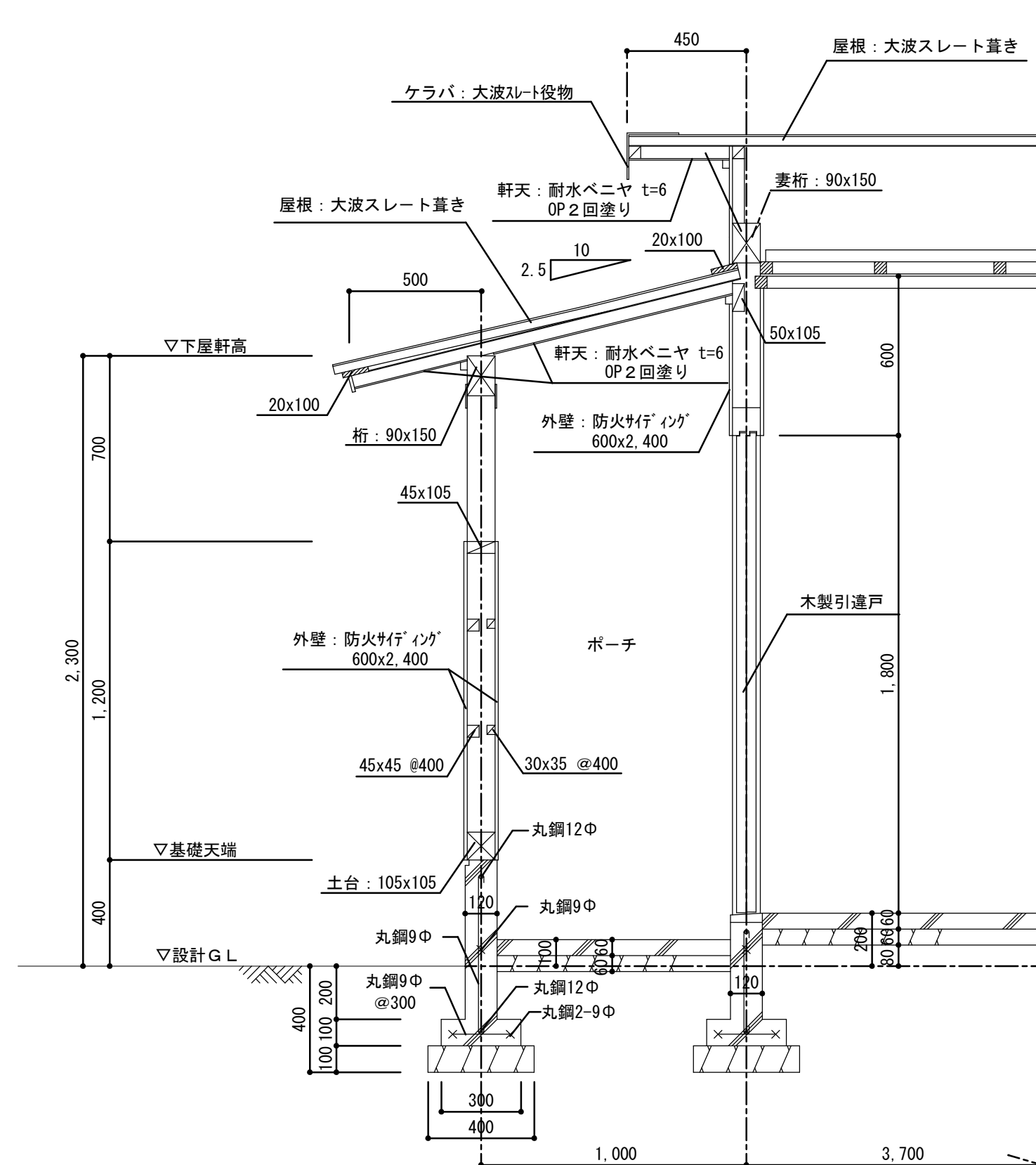
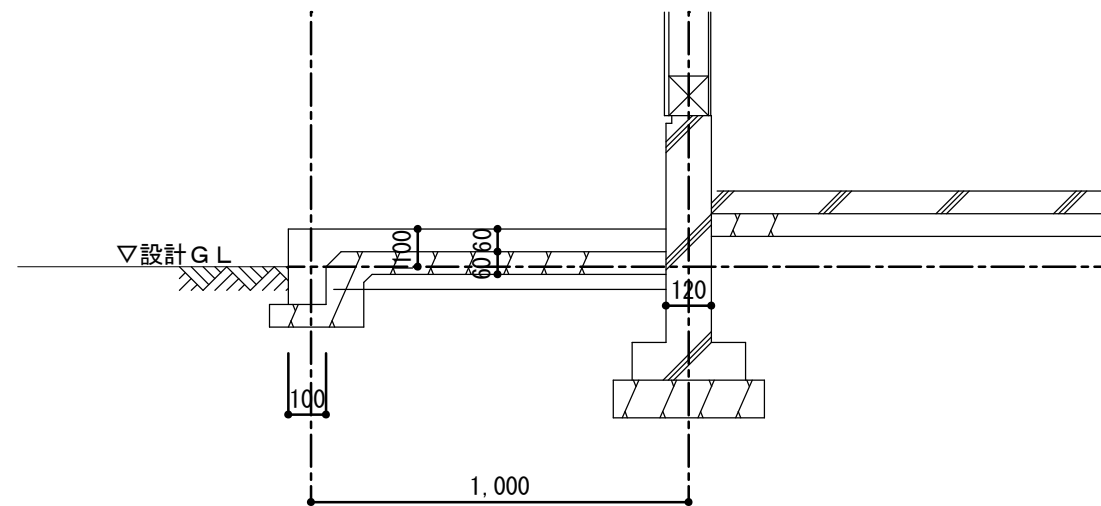


矩計図（梁間） S=1/20



矩計図（シャワー室） S=1/20

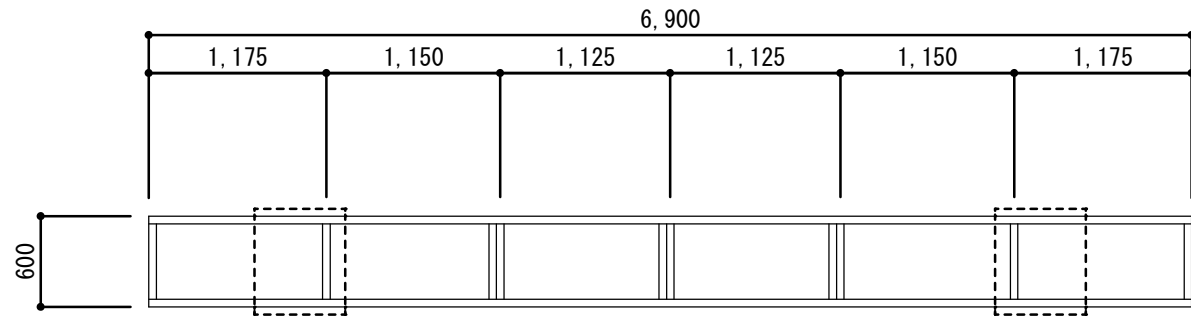
特記	Nakazato Design Office 一級建築士事務所 中里建築設計事務所	一級建築士事務所登録番号：第1-31-8号 〒896-0031 鹿児島県いちき串木野市東島平町230番地 TEL・FAX 0996-32-0281	工事名称	相撲競技場解体工事	作成年月日	2023/11/10	図面番号	A - 11
			図面名称	シャワー室矩計図 1	縮尺	S=1/20	設計者	中里 末治 一級建築士 第140843号



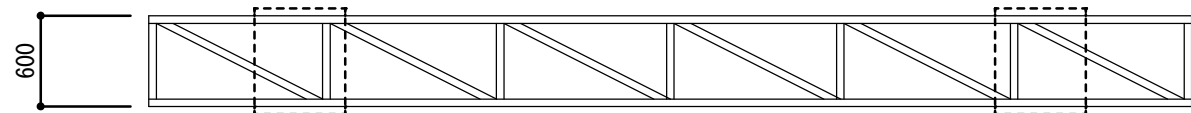
- (2) . シャワー室解体工事

- * 屋根・小屋組み全撤去
- * 下屋屋根・小屋組み全撤去
- * 軒天耐水ベニヤ板および廻り縁全撤去
- * 外装防火サッシ^①全撤去撤去
- * 天井吸音繊維板（廻り縁、下地組共）全撤去
- * 内装プリント合板・ハードボード全撤去
- * 洗面流し（自在水栓3ヵ所及び給排水管）全撤去
- * シャワー器具3ヵ所（給水管共）撤去
- * 木製・鋼製建具・面格子全撤去
- * 外内壁下地組及び柱全撤去
- * ボーチ、内床土間コンクリート全撤去撤去
- * 基礎コンクリート（下屋基礎共）全撤去
- * U字溝W150^②及びW300^③全撤去

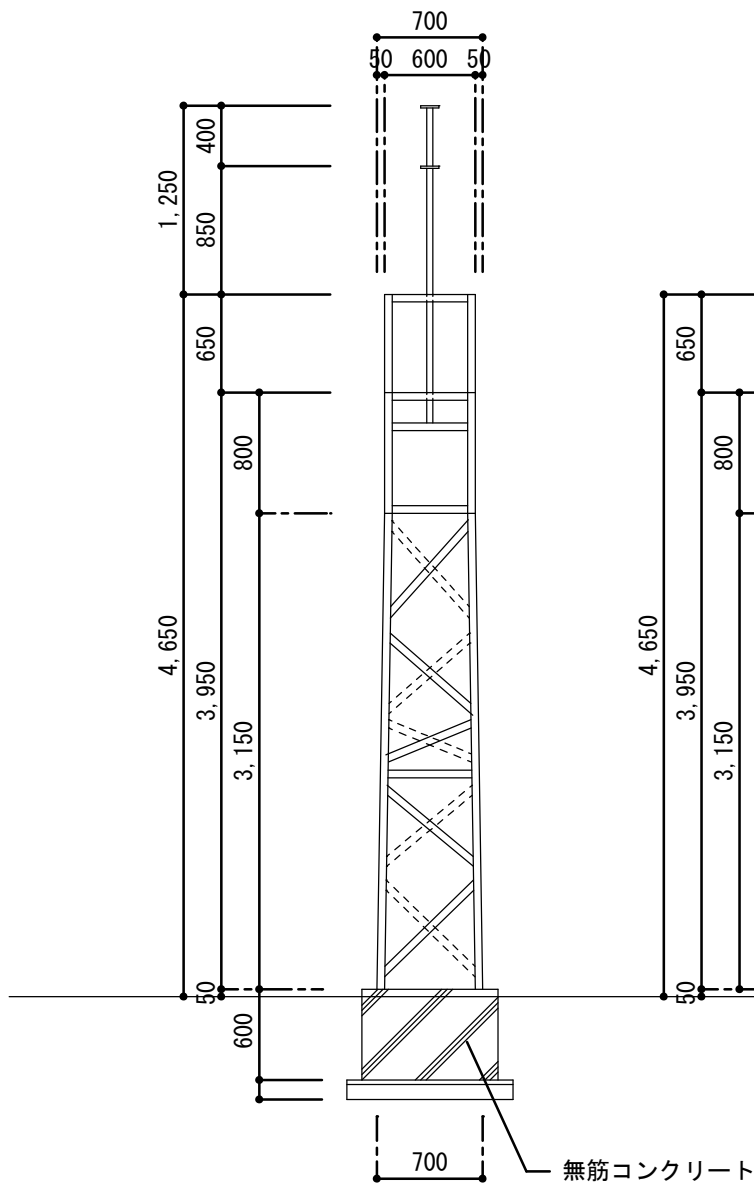
特 記	 Nakazato Design Office 一級建築士事務所 中里建築設計事務所	一級建築士事務所登録番号：第1-31-8号 〒896-0031 鹿児島県いちき串木野市東島平町230番地 TEL・FAX 0996-32-0281	工事名称	相撲競技場解体工事	作成年月日	2023/11/10	図面番号	A - 12
			図面名称	シャワー室矩計図 2	縮尺	S=1/20	設計者	中里 末治 一級建築士 第140843号



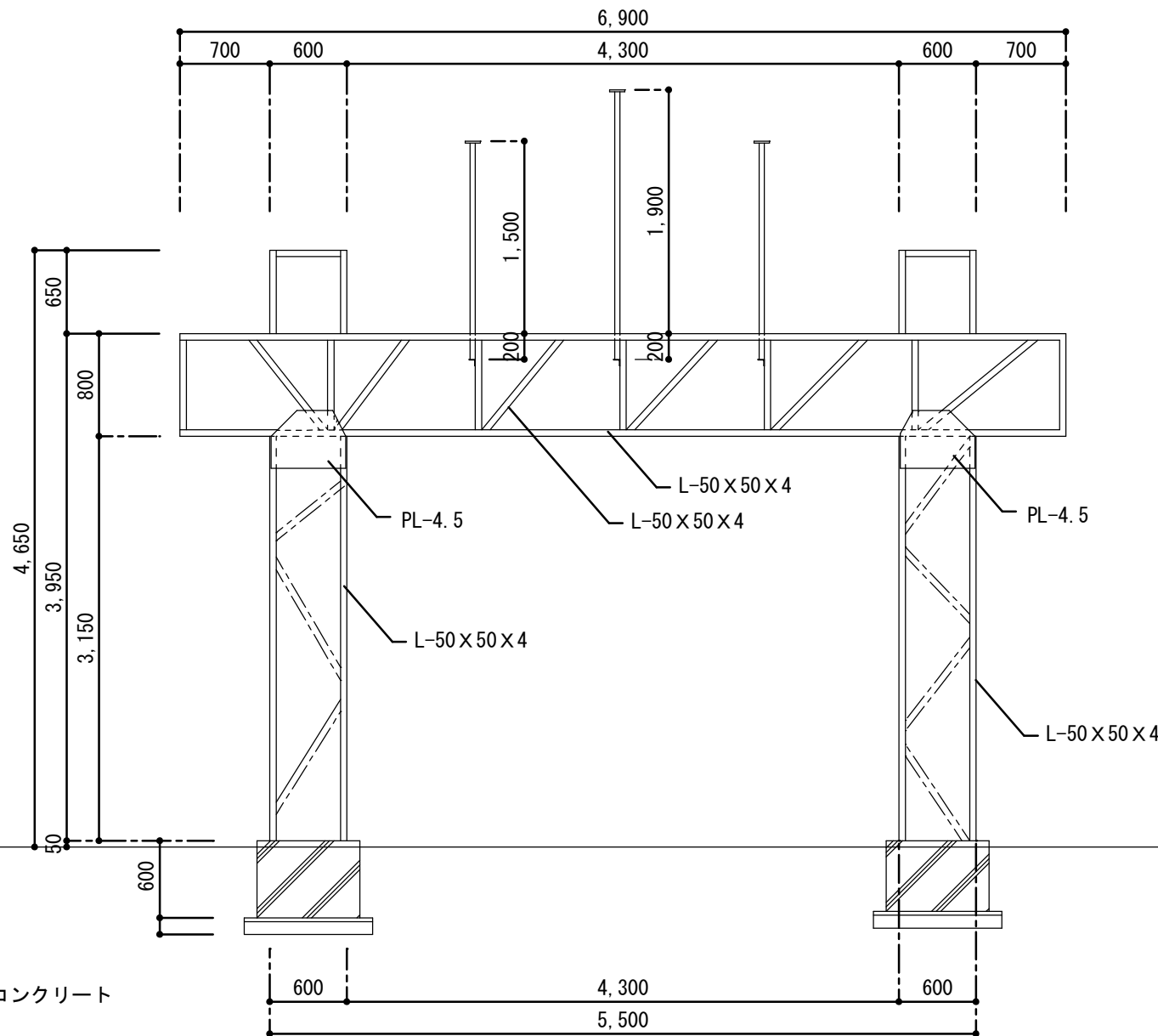
梁型平面図（上部見下げ） S=1/50



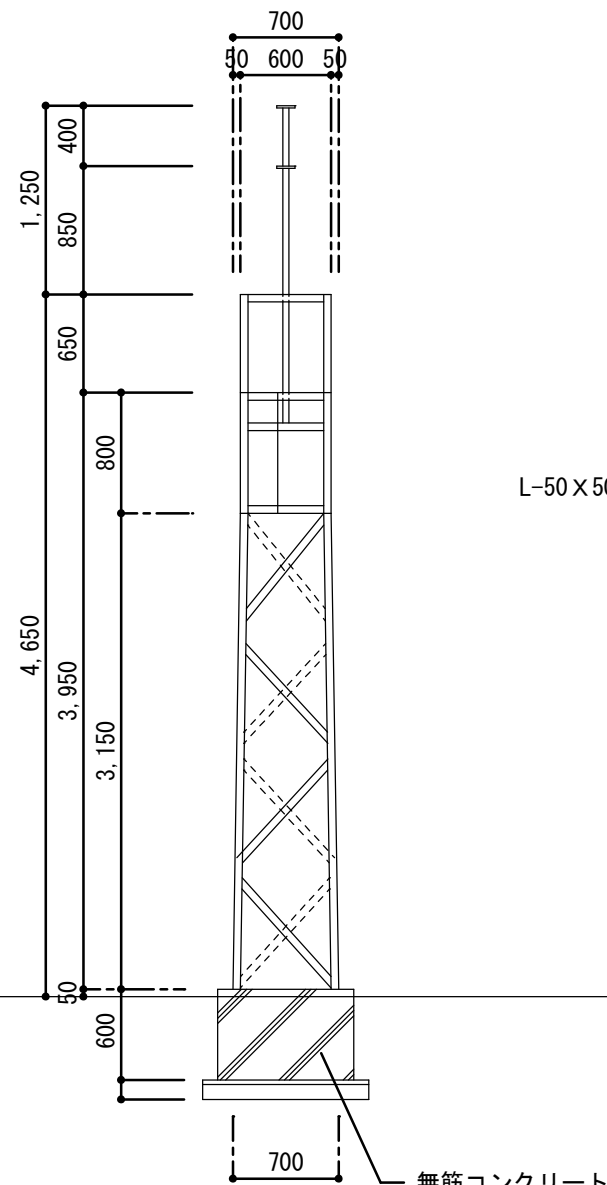
梁型平面図（下部見下げ） S=1/50



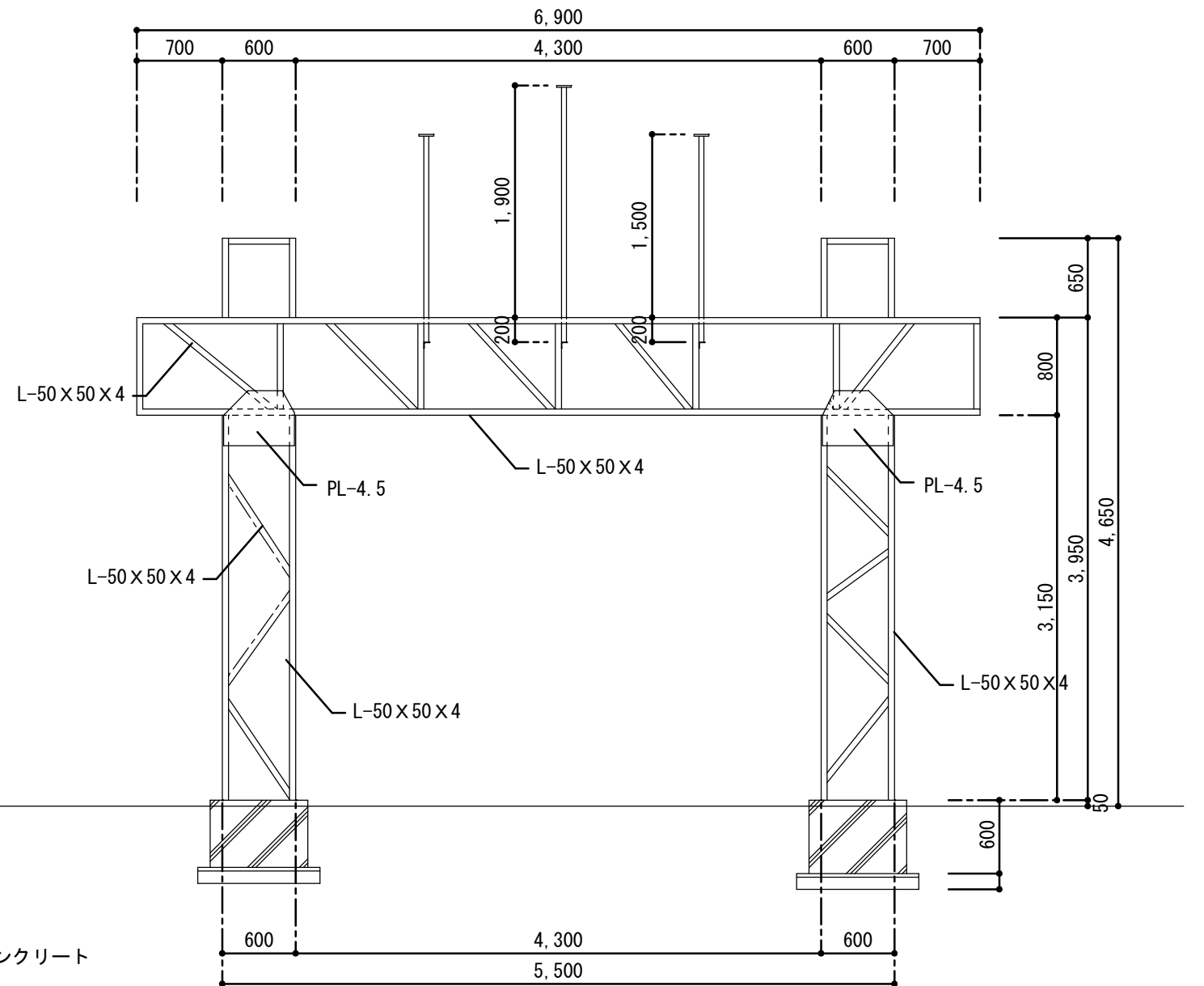
東側立面図 S=1/50



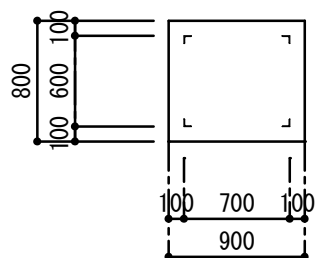
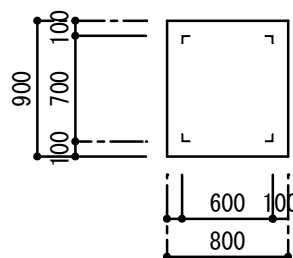
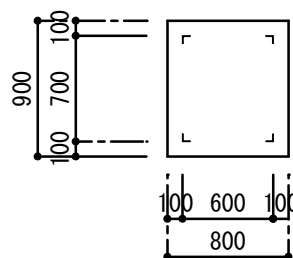
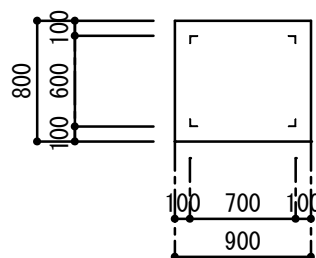
北側立面図 S=1/50



西側立面図 S=1/50



南側立面図 S=1/50



柱型平面図 S=1/50

柱・梁型部材はすべてL-50X50X4
旗立てポール：白ガス管 3 2 Φ

(3) 競技場ゲート解体工事

- * ゲート柱・梁型全撤去
- * 旗立てポール 3 本撤去
- * ゲート基礎全撤去

特記

※図面は製本がないため現場実測により作成したもの。
又基礎については仮定断面で無筋コンクリートとして作成

SV Nakazato Design Office
一級建築士事務所
中里建築設計事務所

一級建築士事務所登録番号：第1-31-8号
〒896-0031
鹿児島県いちき串木野市東島平町230番地
TEL・FAX 0996-32-0281

工事名称

相撲競技場解体工事

作成年月日 2023/11/10

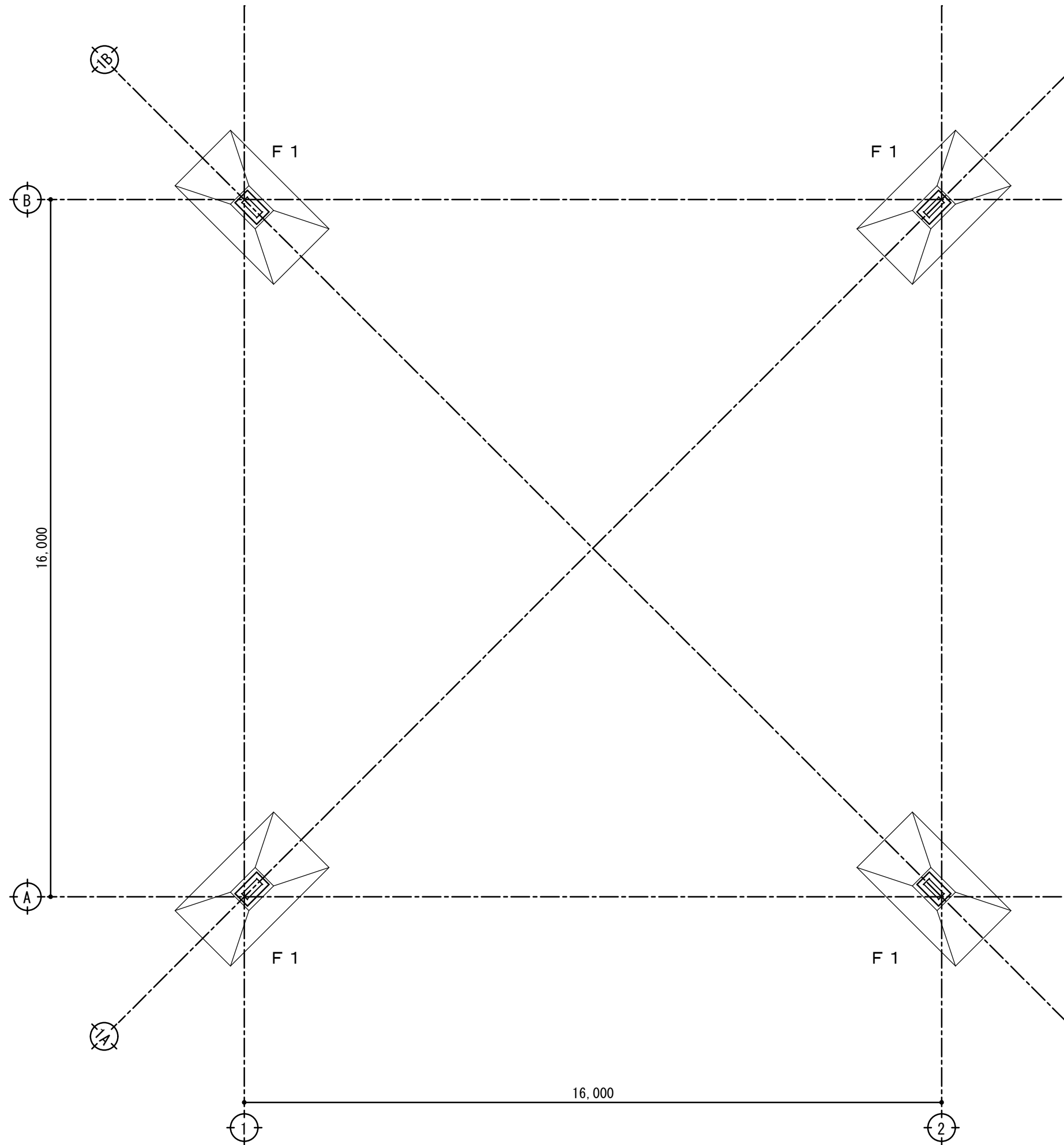
図面番号 A - 13

図面名称

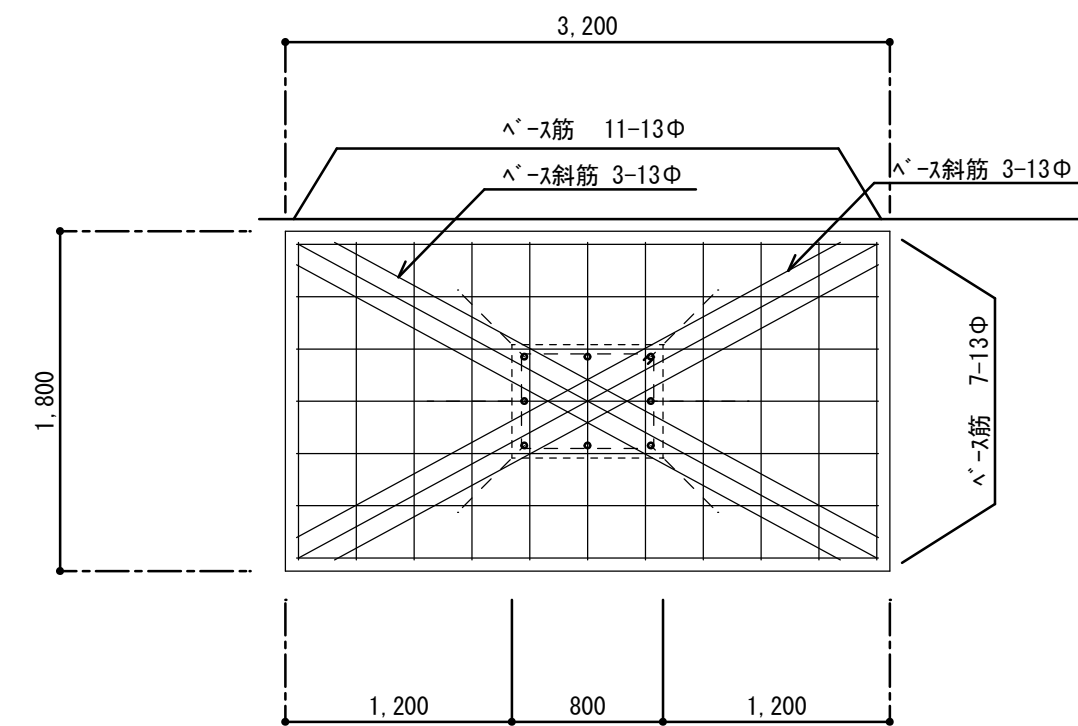
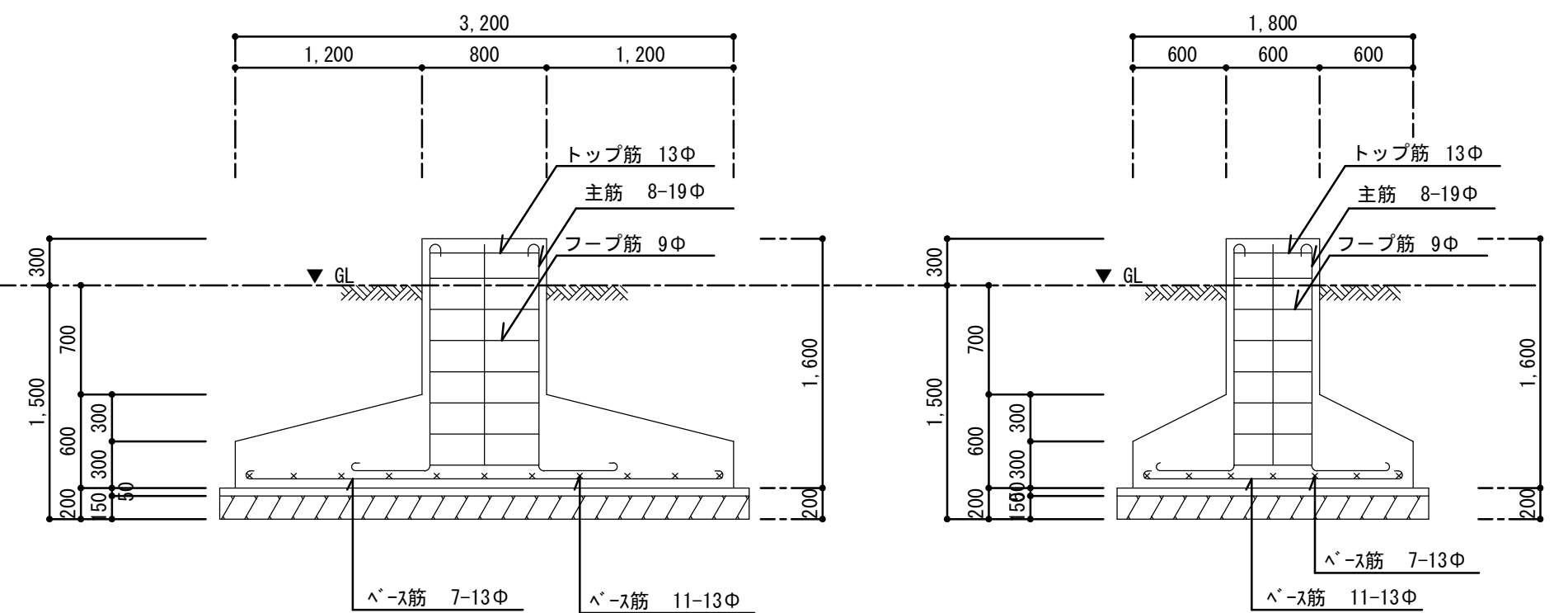
競技場ゲート平・立面図・基礎詳細図

縮尺 S=1/50

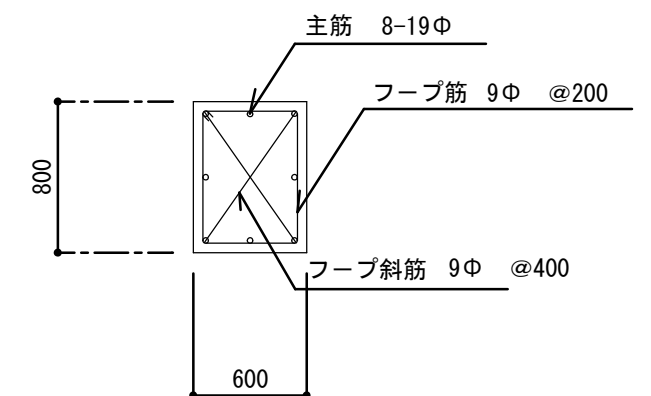
設計者 中里 末治
一級建築士 第140843号



基礎伏図 S=1/100

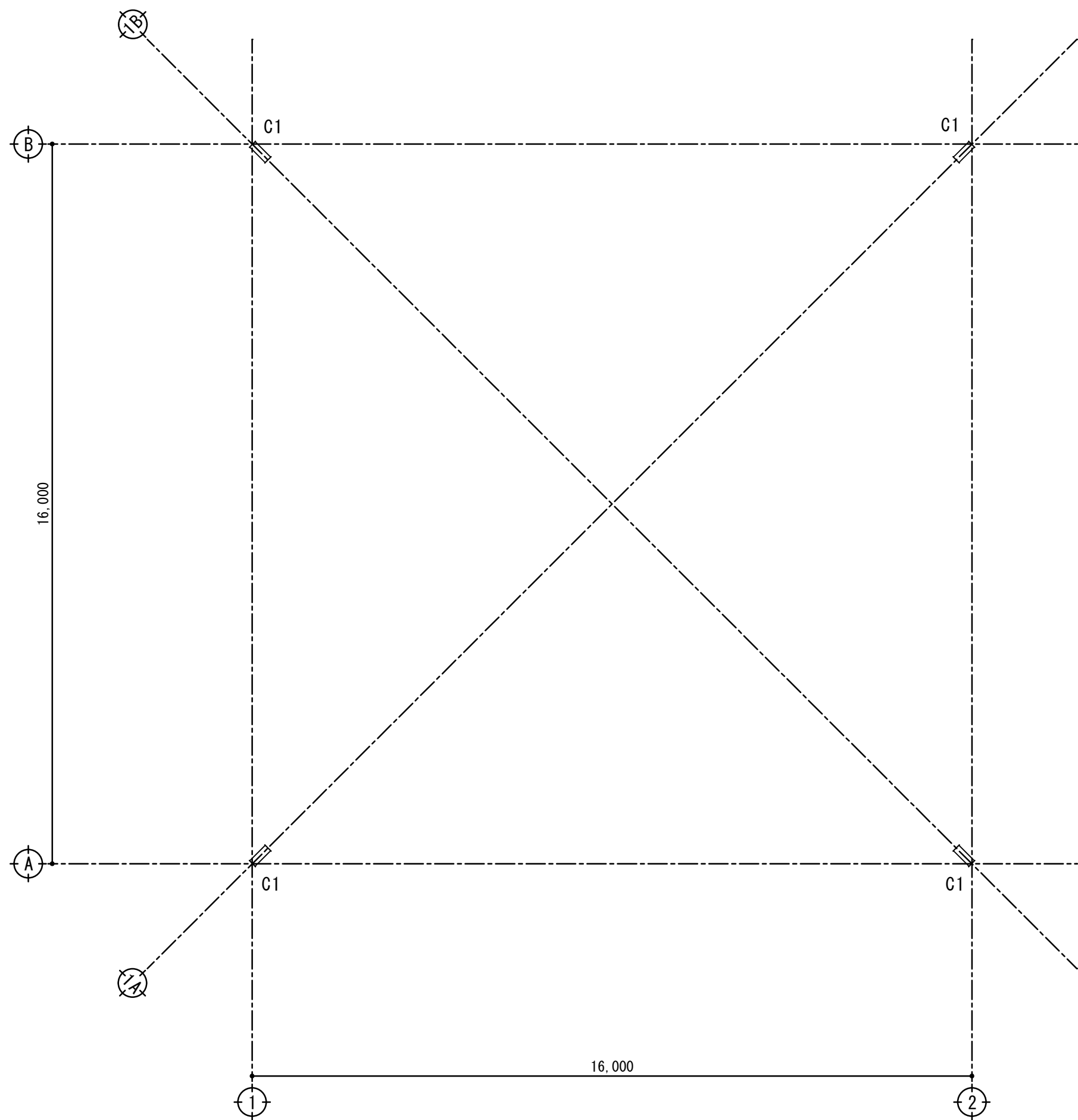


F 1 基礎詳細図 S=1/40

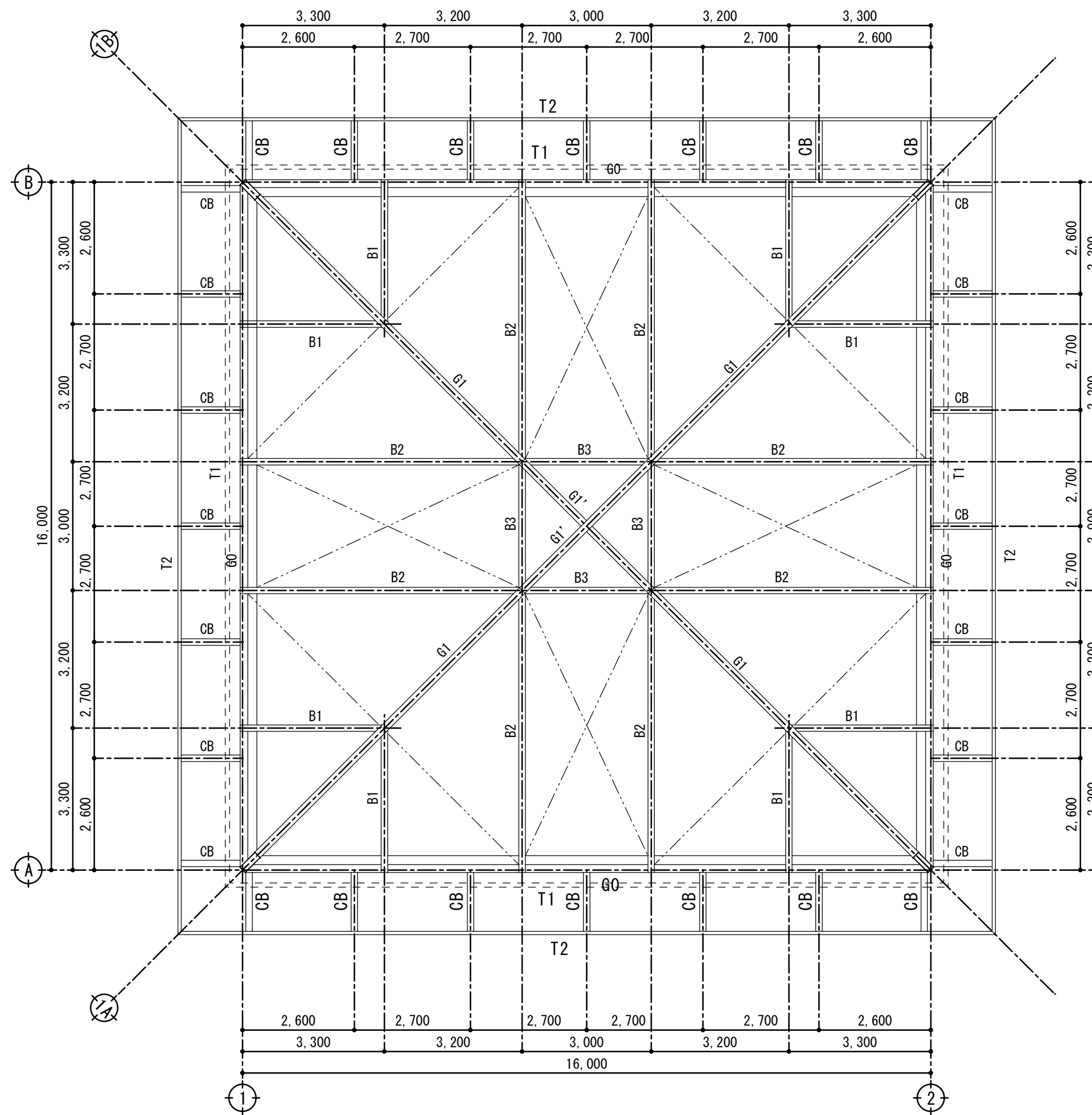


脚部断面図 S=1/40

特記	SV Nakazato Design Office 一級建築士事務所 中里建築設計事務所	一級建築士事務所登録番号：第1-31-8号 〒896-0031 鹿児島県いちき串木野市東島平町230番地 TEL・FAX 0996-32-0281	工事名称	相撲競技場解体工事	作成年月日	2023/11/10	図面番号	S - 1
			図面名称	競技場基礎伏図・基礎リスト	縮尺	S=1/100, 1/40	設計者	中里 末治 一級建築士 第140843号

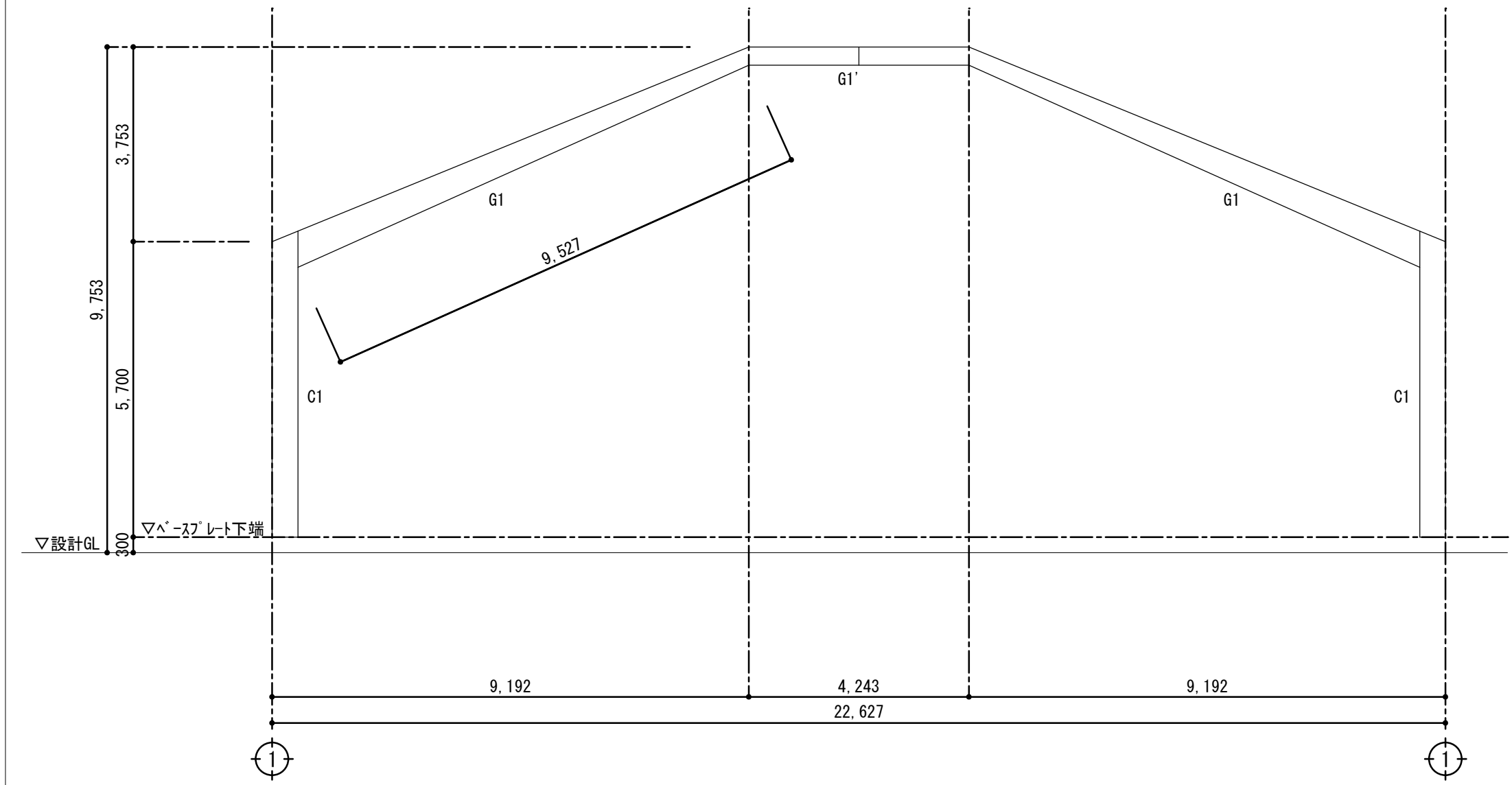


柱伏図 S=1/100

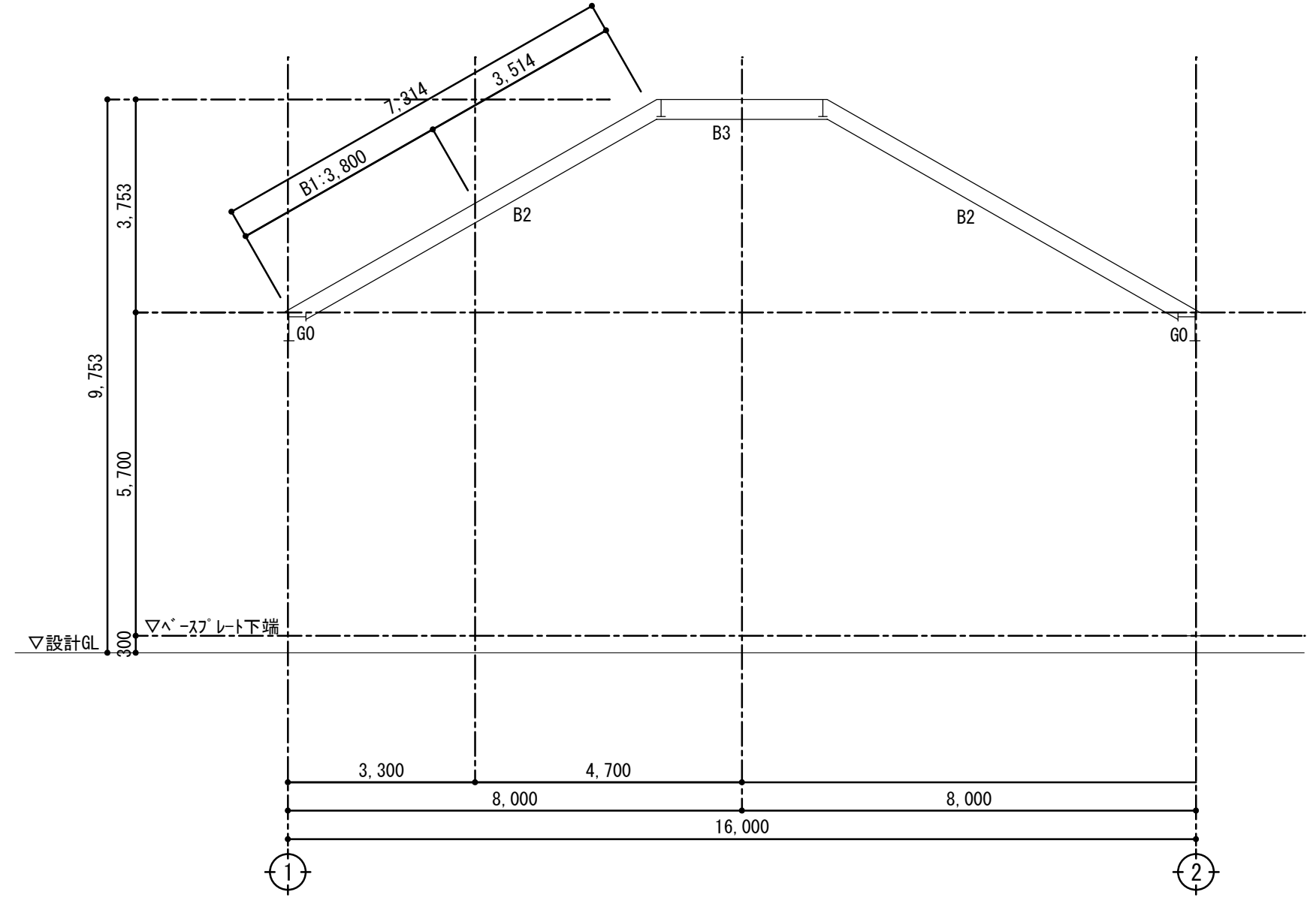


小屋梁伏図 S=1/100

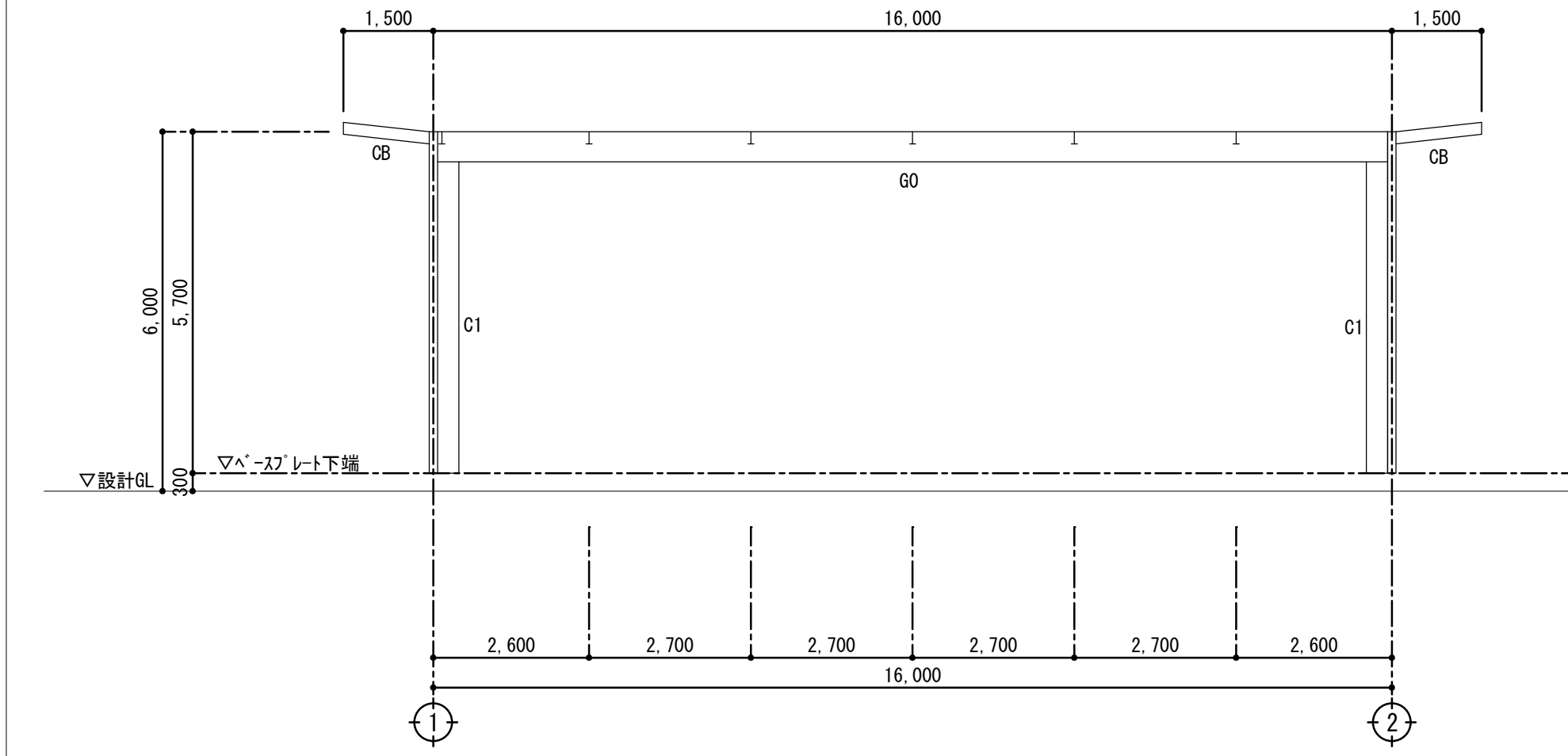
特記	SV Nakazato Design Office 一級建築士事務所 中里建築設計事務所	一級建築士事務所登録番号：第1-31-8号 〒896-0031 鹿児島県いちき串木野市東島平町230番地 TEL・FAX 0996-32-0281	工事名称	相撲競技場解体工事	作成年月日	2023/11/10	図面番号	S - 2
			図面名称	競技場柱伏図・小屋梁伏図	縮尺	S=1/100	設計者	中里 末治 一級建築士 第140843号



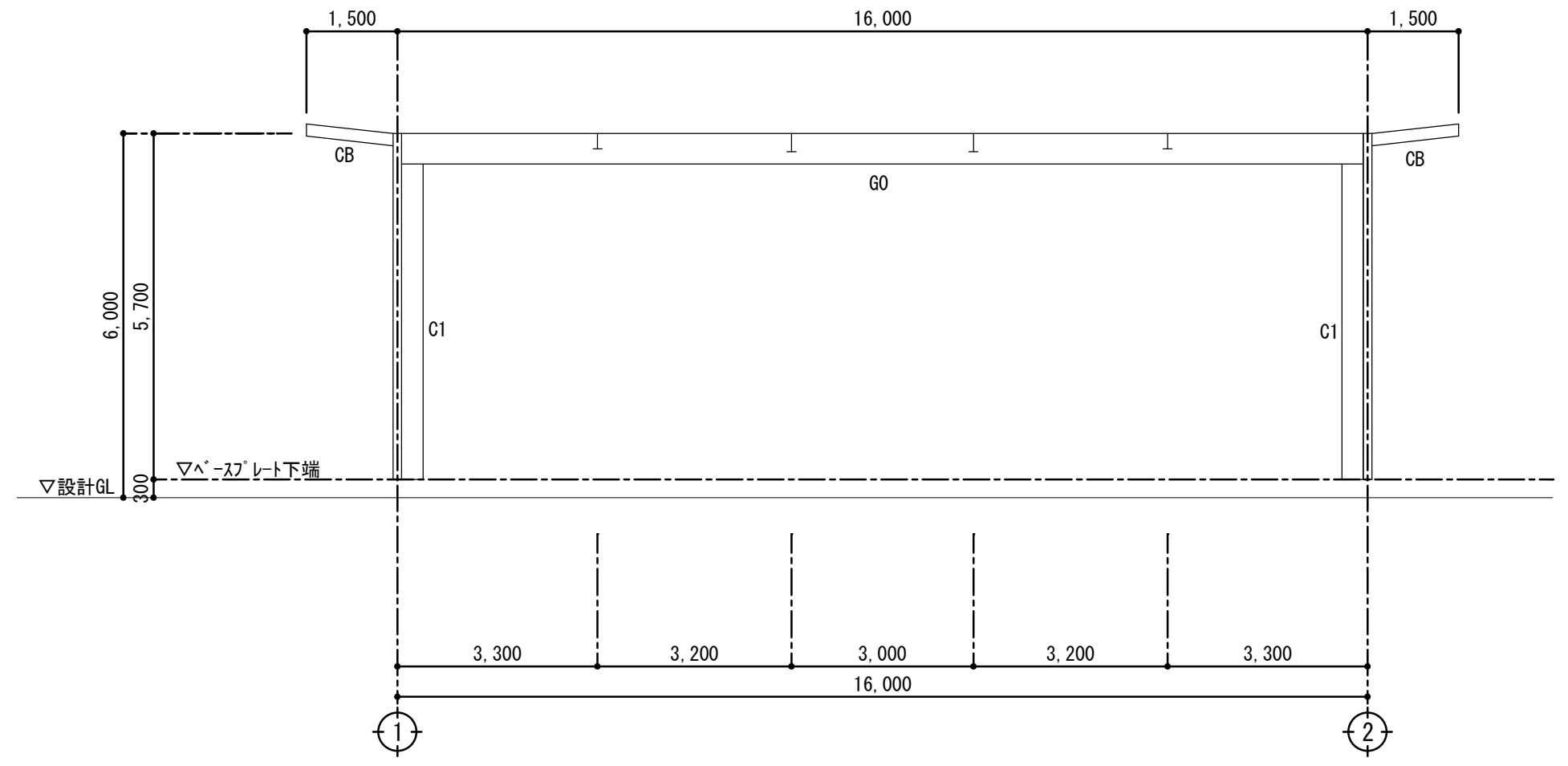
1A, 1B通り軸組図 S=1/100



A通り+6,500, A通り+9,500軸組図 S=1/100



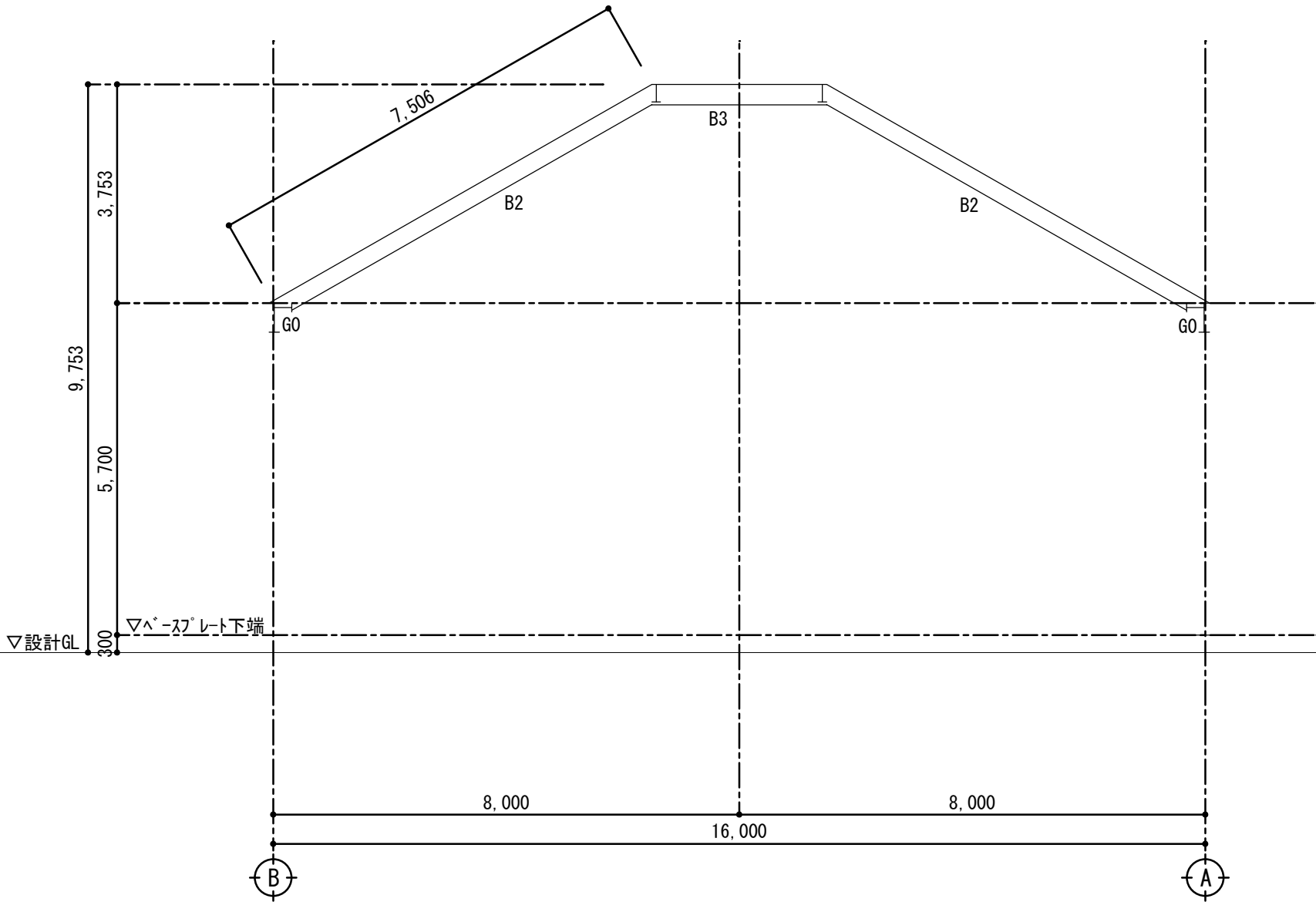
A, 1通り軸組図 S=1/100



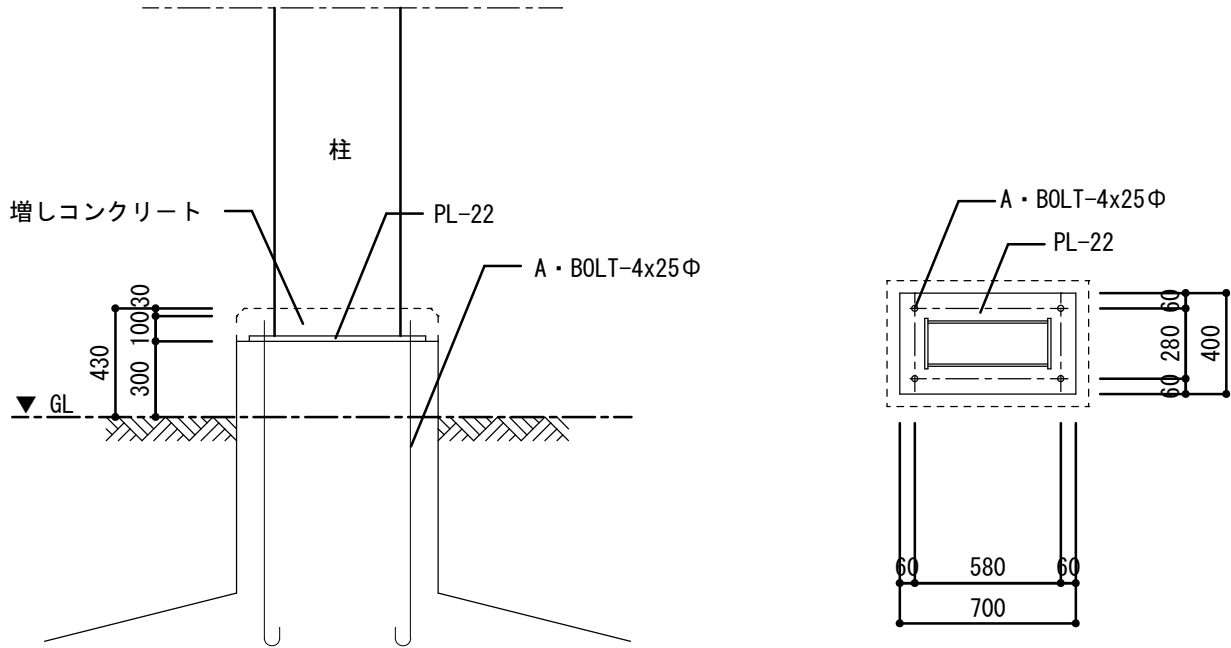
B, 2通り軸組図 S=1/100

特記	SV Nakazato Design Office 一級建築士事務所 中里建築設計事務所	一級建築士事務所登録番号：第1-31-8号 〒896-0031 鹿児島県いちき串木野市東島平町230番地 TEL・FAX 0996-32-0281	工事名称	相撲競技場解体工事	作成年月日	2023/11/10	図面番号	S - 3
			図面名称	競技場軸組図 1	縮尺	S=1/100	設計者	中里 末治 一級建築士 第140843号

記 号	部 材	備 考
C1		
G0		
G1		
G1'		
B1		H-250x150x3. 2x4. 5
B2		H-300x150x3. 2x4. 5
B3		H-350x150x3. 2x4. 5
CB		H-200x150x3. 2x4. 5
T1		H-200x150x3. 2x4. 5
T2		L-150x75x. 6
ヤネブレース		1-M16 (タンバール締め)



1通り+6,500, 1通り+9,500軸組図 S=1/100



柱脚廻り詳細図 S=1/30

特 記

SV Nakazato Design Office
一級建築士事務所
中里建築設計事務所

一級建築士事務所登録番号：第1-31-8号
〒896-0031
鹿児島県いちき串木野市東島平町230番地
TEL・FAX 0996-32-0281

工事名称

相撲競技場解体工事

作成年月日 2023/11/10

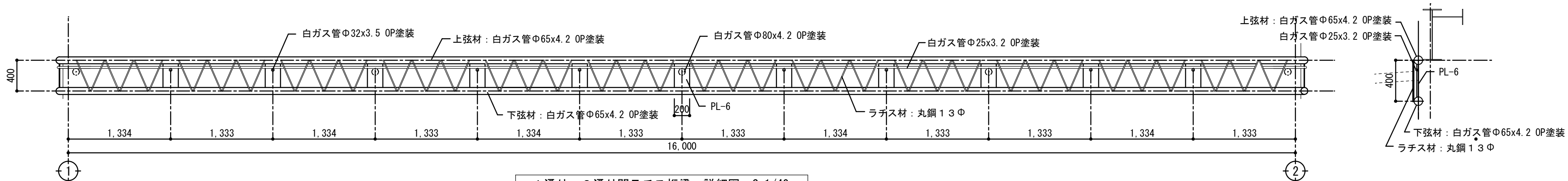
図面番号 S - 4

図面名称

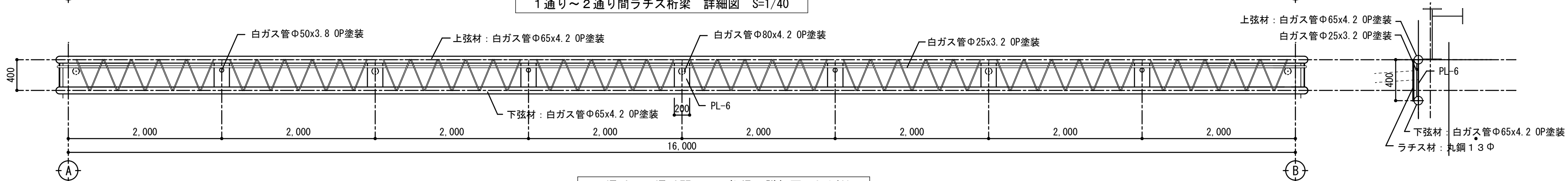
競技場軸組図2・部材リスト

縮尺 S=1/100・1/30

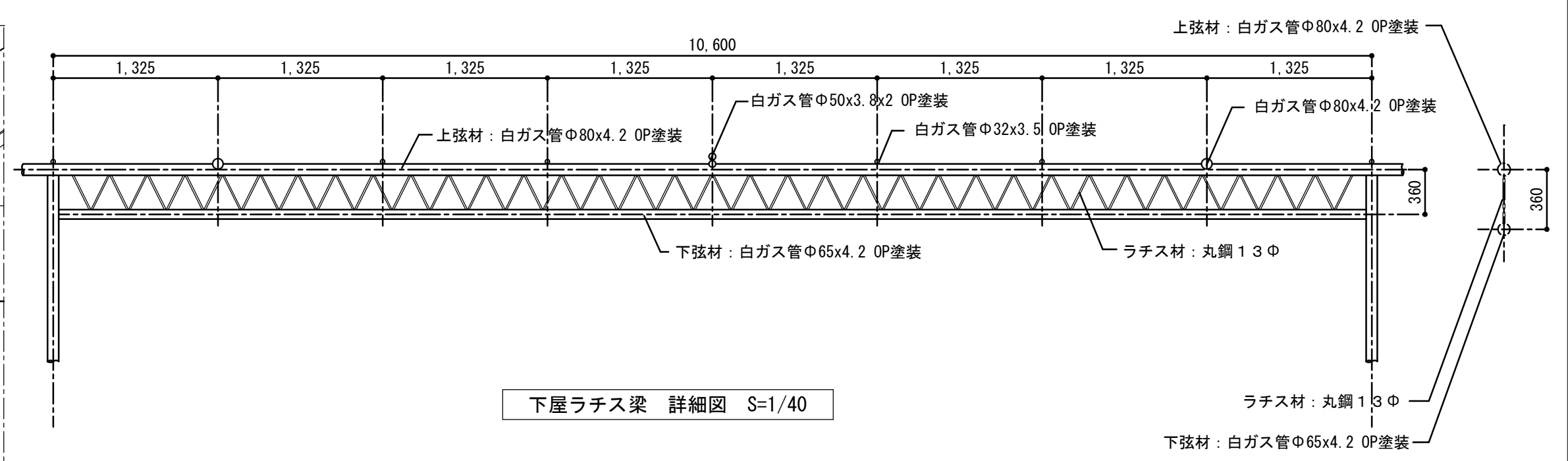
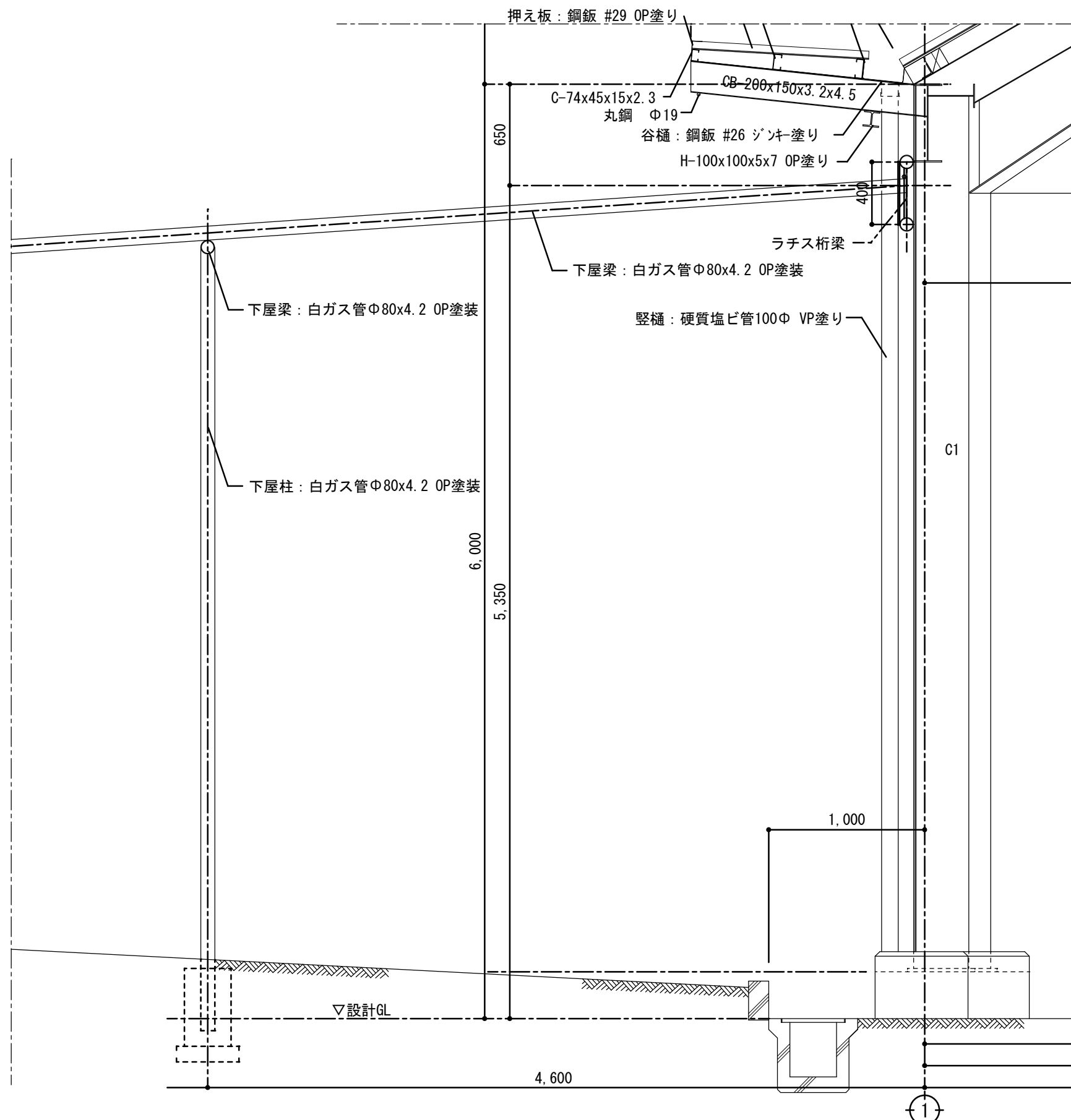
設計者 中里 末治
一級建築士 第140843号



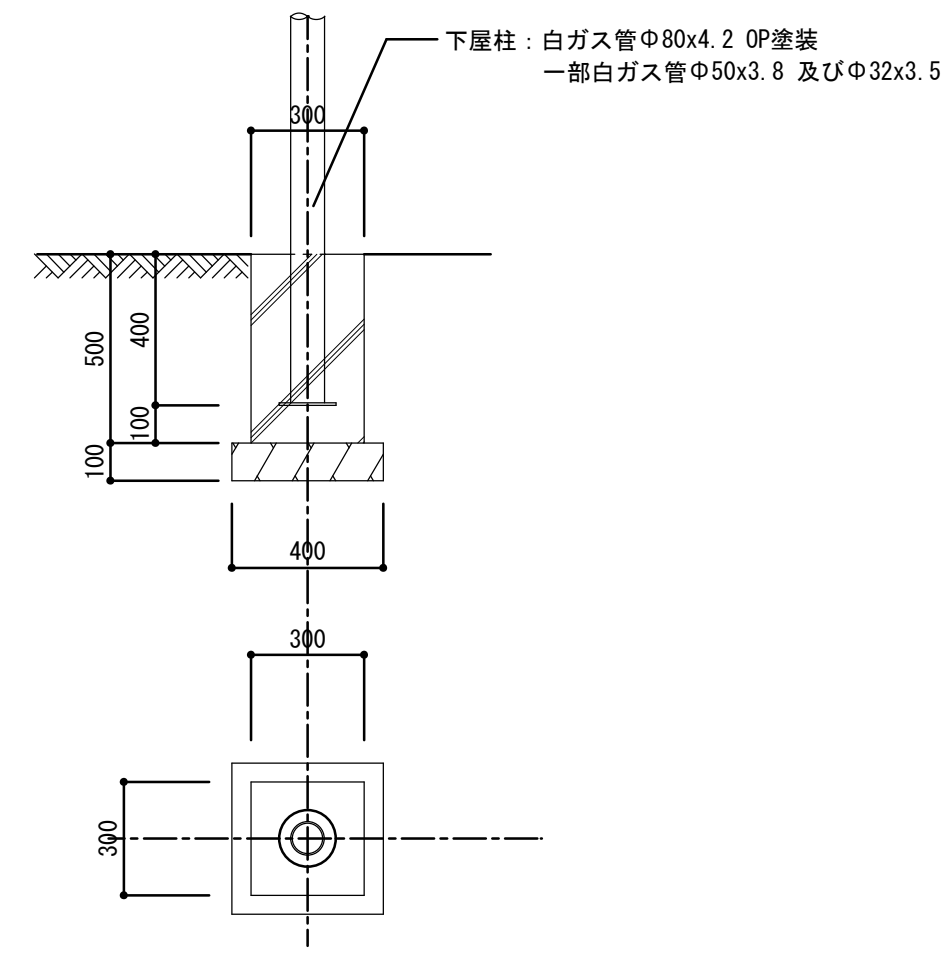
1 通り～2 通り間ラチス桁梁 詳細図 S=1/40



1 通り～2 通り間ラチス桁梁 詳細図 S=1/40

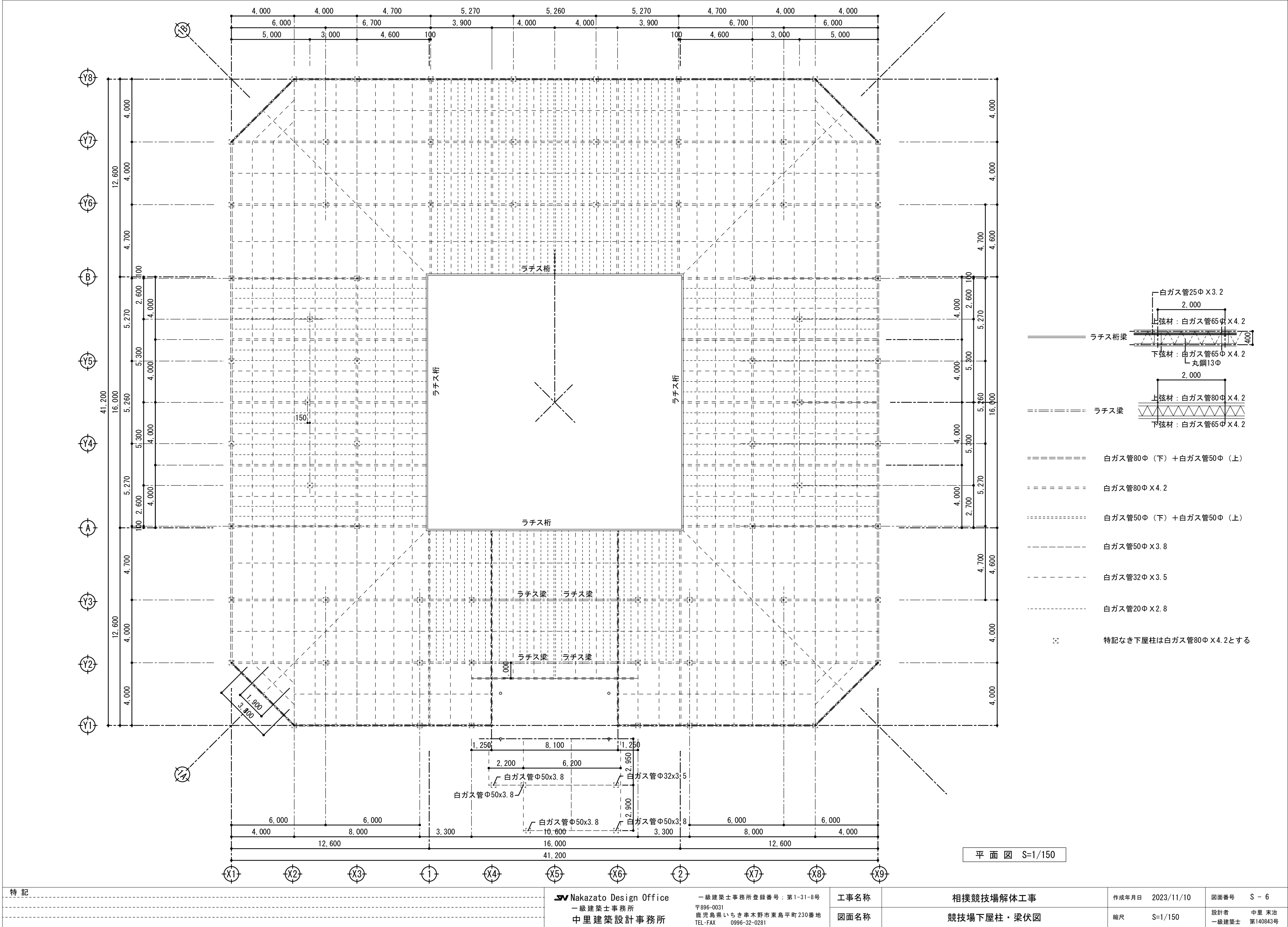


下屋ラチス梁 詳細図 S=1/40



下屋基礎断面詳細図 S=1/20

特 記	Nakazato Design Office 一級建築士事務所 中里建築設計事務所	一級建築士事務所登録番号：第1-31-8号 〒896-0031 鹿児島県いちき串木野市東島平町230番地 TEL・FAX 0996-32-0281	工事名称	相撲競技場解体工事		作成年月日	2023/11/10	図面番号	S - 5
			図面名称	ラチス桁梁・下屋柱基礎詳細図		縮尺	S=1/30	設計者	中里 末治 一級建築士 第140843号



特記	一級建築士事務所登録番号：第1-31-8号 〒896-0031 鹿児島県いちき串木野市東島平町230番地 TEL・FAX 0996-32-0281	工事名称	相撲競技場解体工事		作成年月日	2023/11/10	図面番号	S - 6
		図面名称	競技場下屋柱・梁伏図		縮尺	S=1/150	設計者	中里 末治 一級建築士 第140843号